

地方における産業政策課題2023

目 次

はじめに		1
I. 具体的な取り組み項目		2
1. 自治体・地方議員などへの要請項目		2
2. 労働組合としての活動		7
II. 背景説明		9
III. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方		44
	具体的な取 り組み項目	背景説明
1. 自治体・地方議員などへの要請項目	2	9
(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	2	9
①中小企業振興基本条例の制定・改訂	2	9
②奨学金返還支援制度などの拡充	2	10
③ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進	2	12
④都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の 取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結	3	12
⑤商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底	3	14
⑥公契約における下請法、下請ガイドライン、 自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引	3	15
⑦産学官等の連携による人材の確保・育成	3	17
(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策	4	20
①カイゼンインストラクター養成スクールの開設	4	20
②ものづくりマイスターの活用拡大	4	23
③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援	4	23
④産業雇用安定センターとの関係強化	4	24
⑤海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底	5	26
⑥「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの 整備と産業界との連携強化	5	28
(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化	5	29
①産業教育設備予算の確保	5	29
②専攻科の拡充	6	30
2. 労働組合としての活動	7	32
(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	7	32
①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ	7	32

②公正取引委員会地方事務所との意見交換 ······	7	32
③災害対応における生活再建最優先の徹底、 および地方自治体と協力した住民支援 ·····	7	33
(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策 ······	7	35
①ものづくり教室の開催 ······	7	35
(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化 ······	7	37
①工業高校の見学 ······	7	37
②教育委員会の工業部会、生徒会代表者などとの意見交換の実施 ···	8	37
(4) 特定最低賃金の取り組み強化 ······	8	37
①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、 知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化 ···	8	37
(5) 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用 ······	8	39
①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と 良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての 働きかけ ······	8	39

＜はじめに＞

日本国内でコロナ発生が確認されてから3年が経ち、コロナ後の日常を見据えた取り組みが進んでいます。金属産業では、DX、カーボンニュートラル、経済安全保障などの大変革に対応し、産業の成長力を高め、競争力を強化していくとともに、産業構造の転換に際しては、「公正な移行」を果たしていくことが必要となっています。

DXについては、コロナ禍でその遅れが浮き彫りとなり、「ものづくりとDXの融合」の全面的かつ迅速な推進が喫緊の課題となっており、住民、企業に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要です。

カーボンニュートラルについては、2050年のカーボンニュートラル達成、2030年に温室効果ガスを2013年度比で46%削減など、極めて高い目標の達成に向け、国・地方・産業界の総力を結集した取り組みが不可欠となっています。

経済安全保障については、国際環境が激変する中、国の支援等を活用しながら企業は対応を加速させる必要があります。一部地域では、経済安全保障法に基づく「特定重要物資」について、人材確保・育成の観点から、産学官連携のもとでコンソーシアムが設立されています。こうした取り組みを拡大し、サプライチェーンの強靭化を図る必要があります。

こうした大変革をわが国金属産業が勝ち抜いていくためには、「強固な現場」を構築することが不可欠ですが、企業が「強固な現場」を構築していくためには、立地自治体、周辺自治体が企業にとって魅力ある「強固な地方」であることがきわめて重要です。

金属労協は従来から、

*民間産業に働く者の観点

*グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点

*なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って産業政策課題の解決に取り組んできました。地域においては、それぞれの事情を反映した産別としての活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる産業政策課題に関しても、金属労協の地方ブロックと、地方連合会金属部門連絡会など金属産業の都道府県別組織とが連携を図り、地方連合会を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。地域によっては、ともすれば労働組合からの産業政策分野の政策・制度要求が手薄になる場合もあり、「民間・ものづくり・金属」の観点に立った政策提案を強化していくことが重要です。

各地域で政策議論を進めるにあたり、この「地方における産業政策課題2023」に盛り込まれた項目に関して地方連合会事務局とともに検討を行うなど、実現に向けた活動を積極的に展開していくこととします。

なお、これまで多くの都道府県別組織において、地方政策および最低賃金に関する学習会が開催されてきましたが、さらに多くの都道府県で開催いただくよう、改めてお願いたします。

I. 具体的な取り組み項目

1. 自治体・地方議員などへの要請項目

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

【基本的取り組み項目】

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①中小企業振興基本条例の制定・改訂

- 中小企業振興基本条例を制定・改訂し、
- ・「ものづくり産業」あるいは「製造業」
 - ・「良質な雇用」あるいは「ディーセント・ワーク」（注）
 - ・「賃金・労働諸条件の向上」
 - ・「労働組合の参画」

といったキーワードが必ず記載されること。

（注）ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）：

権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事のこと。

→ 背景説明P. 9

【基本的取り組み項目】

＜自治体・地方議員への要請項目＞

②奨学金返還支援制度などの拡充

地方自治体で設置している奨学金返還支援制度を拡充し、活用拡大を図ること。

○対象を県外出身者や県外大学の出身者に限定している場合には、県内出身者、県内大学出身者も対象に含めるようにする。

○製造業やICT産業への就職者が対象となっていない場合には、製造業やICT産業も対象に含めるようにする。

○支援金額については、たとえば大学4年間の最高額で少なくとも100万円を確保する。

→ 背景説明P. 10

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進

地方自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、総務省の「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」や「地域デジタル基盤活用推進事業」などを活用し、その導入と行政サービスへの活用を検討していくとともに、地元企業に対しても導入促進を図ること。

→ 背景説明P. 12

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

④都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結

都道府県内の下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関して、中小企業庁と都道府県とが相互に連携していく「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」を締結すること。

→ 背景説明P. 12

<自治体・経済産業局・地方議員への要請項目>

⑤商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底

業界団体などに加入していない事業者に対する適正取引ルール（業界団体による自主行動計画、中小企業庁の「下請適正取引ガイドライン」「新しい型取引のルール」「パートナーシップ構築宣言」、経団連などの「共同宣言」など）の周知徹底に向け、商工会議所や商工会の活用拡大を図ること。

→ 背景説明P. 14

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、情報通信ネットワーク産業協会、日本電機工業会、情報サービス産業協会の作成した「適正取引自主行動計画」、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

地方自治体が実施した入札や、締結した公契約が適正かどうかを審査する委員会に、ＩＣＴ関係の実務の専門家を加えること。

→ 背景説明P. 15

<自治体・地方議員への要請項目>

⑦産学官等の連携による人材の確保・育成…新規

「広島県リスクリング推進検討協議会」「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」「九州半導体人材育成等コンソーシアム」などの取り組みを参考に、地域を支える産業の人材の確保・育成のため、産学官等が連携して取り組む枠組みをつくること。

→ 背景説明P. 17

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

ものづくり企業のO Bなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」を開設すること。

2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、地方自治体としての支援を創設・拡充すること。

→ 背景説明P. 20

基本的取り組み項目

<自治体・労働局・地方議員への要請項目>

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」による活動実績(受講者のべ人数)は全国で164,504人(2021年度)となっているが、他の地方自治体に比べて、実績が少ないと判断される場合は、活動拡大を促すこと。

なかでも工業高校・中小企業などにおける「実技指導」をとくに重視し、その拡大を図ること。

→ 背景説明P. 23

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。

技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な助成を行っていくこと。

→ 背景説明P. 23

<自治体・地方議員への要請項目>

④産業雇用安定センターとの関係強化

カーボンニュートラルの実現、DXの全面的な展開に向け、公正な移行が図られるよう、岡山県中小企業団体中央会と産業雇用安定センター岡山事務所の連携協定等を参考に、地方自治体と産業雇用安定センターとの関係強化を図ること。

→ 背景説明P. 24

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

⑤海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底

海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、

- ・海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除、安全で健康的な労働環境）遵守の重要性
- ・海外事業拠点や取引先なども対象に含めて人権デュー・ディリジェンスの必要性について周知徹底すること。

県内企業の海外活動を支援するために地方自治体が設置している海外事務所に関し、新冷戦にもなるバリューチェーンの再構築に対応するため、とくに東南アジア・南アジアにおける体制強化を図ること。

地方自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、金属労協（JCM）が現地で年1回開催している「建設的労使関係構築に向けた労使ワークショップ」への駐在員の参加を検討すること。

→ 背景説明P. 26

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化

地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備を行っていくこと。住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界との連携強化を図ること。

→ 背景説明P. 28

(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

①産業教育設備予算の確保…補強

専門高校に対する各都道府県の「産業教育設備予算」、とりわけ実験実習設備の購入費（新規・更新）や修繕費を大幅に拡充すること。

工具や実習材料の予算も拡大を図ること。

地方自治体、専門高校と工作機械メーカーなど民間企業とが連携し、民間企業が産業教育設備や修理サービスを提供する仕組みを構築すること。その際の設備の運搬・設置費用は地方自治体が補助すること。

→ 背景説明P. 29

<自治体・学校・地方議員への要請項目>

②専攻科の拡充

専門高校において、従来の専門教科の教育レベルを維持しつつ、ICT関連教科の拡充に対応するため、専攻科の設置を促すこと。

すでに設置済みの場合は、DXに対応するものづくり人材の育成強化を図るとともに、社会人のリカレント教育などについても活用していくこと。

ICT企業、工作機械メーカーなどに協力を求め、設備や教育内容の充実を図ること。

→ 背景説明P. 30

2. 労働組合としての活動

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

地元産業界や企業に対し、地方自治体が設置している奨学金返還支援のための基金への寄付（出捐）^{しゅつせん}の実施・増額を働きかける。

→ 背景説明P. 32

②公正取引委員会地方事務所との意見交換…補強

地方連合会と金属労協地方ブロック、都道府県別組織が連携し、全国に8つある公正取引委員会地方事務所（関東甲信越は本局）と懇談の機会を設け、地域における優越的地位の濫用、不適切な取引の実態、エネルギーや原材料価格の転嫁状況などに関して意見交換を行う。

→ 背景説明P. 32

③災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

災害時に関する企業のB C P（事業継続計画）において、従業員の生活再建を最優先にするとともに、あらかじめ企業が地方自治体と協力協定を締結するなどにより、企業が円滑に従業員による被災住民支援を行っていくことができるよう、地元産業界・企業に対し働きかけを行う。

→ 背景説明P. 33

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

基本的取り組み項目

①ものづくり教室の開催

地方連合会金属部門連絡会など金属の都道府県別組織を中心に、組合員・O Bの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。プログラミングなども含めた工作についても、検討する。

→ 背景説明P. 35

(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

基本的取り組み項目

①工業高校の見学

地元の工業高校を見学し、教職員と情報交換・意見交換を行う。

労働組合として地元の工業高校を見学する際、支援する地方議会議員などに同行を求める。

なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合がない場合には、支援する地方議会議員などに協力を求める。

→ 背景説明P. 37

②教育委員会の工業部会、生徒会代表者などとの意見交換の実施

教育委員会で工業高校を担当している工業部会など、専門高校に関する課題認識を共有できる組織と情報交換・意見交換を行う。

生徒会代表者との意見交換を実施し、高技能長期能力蓄積型であるものづくり産業の魅力や後継者不足の課題等、生徒への直接アプローチを図る。

→ 背景説明P. 37

(4) 特定最低賃金の取り組み強化

基本的取り組み項目

①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化

金属労協の策定しているリーフレットなども活用し、都道府県知事や都道府県議会議員に対し、特定最低賃金の意義・重要性について、浸透を図るとともに、その維持・強化に向けた具体的なサポートを促す。

国政選挙や都道府県知事選挙、都道府県議会選挙の候補者と政策協定を締結する場合には、特定最低賃金の維持・強化に対する支持を盛り込んでいく。

特定最低賃金の新設・金額改正の申出や審議の際、都道府県庁記者クラブなどにおいて記者会見・記者説明会を行い、特定最低賃金に対する宣伝活動を強化する。

特定最低賃金に直接携わる者だけでなく、広く組織内全体で、特定最低賃金の意義、特定最低賃金制度における企業内最低賃金協定の重要性などに関し共有化を図る。

→ 背景説明P. 37

(5) 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用

①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ

労働組合として、定期的に地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所との情報交換・意見交換を行っていく。外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の状況、賃金・労働諸条件、職場環境・生活環境、そしてコロナ禍において、安易な解雇が行われていないかなども含め確認していく。

→ 背景説明P. 39

II. 背景説明

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

<自治体・地方議員への要請項目>

①中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展により、地域経済の活性化を図ることを目的として、自治体が中小企業の振興に関する基本方針や施策の大綱を定めるとともに、自治体の責務、中小企業者の努力、住民の理解と協力などに関して記載した条例です。中小企業家同友会全国協議会のまとめによると、2022年7月時点で、全国46都道府県、674市区町村で中小企業振興基本条例が制定されています。

地域経済活性化のカギは、やはりものづくり産業にあります。中小企業振興基本条例が、地元ものづくり中小企業の競争力強化に寄与するものとなるよう、労働組合として働きかけを強化していく必要があります。なお、過度な地元產品購入運動により、消費者利益や企業競争力、自治体財政に悪影響を与えることにならないよう、十分に注意する必要があります。

資料1 中小企業振興基本条例制定の地方自治体数（2022年7月時点）

都道府県	総 数		都道府県	総 数		都道府県	総 数	
	都道府県	市区町村		都道府県	市区町村		都道府県	市区町村
全国計	720	46	富山	7	1	6	島根	20
北海道	68	1	石川	19	1	18	岡山	9
青森	6	1	福井	4	1	3	広島	9
岩手	17	1	山梨	20	1	19	山口	8
宮城	22	1	長野	11	1	10	徳島	10
秋田	8	1	岐阜	24	1	23	香川	13
山形	20	1	静岡	23	1	22	愛媛	11
福島	33	1	愛知	24	1	23	高知	3
茨城	5	1	三重	2	1	1	福岡	12
栃木	25	1	滋賀	12	1	11	佐賀	6
群馬	26	1	京都	3	1	2	長崎	9
埼玉	21	1	大阪	18	1	17	熊本	14
千葉	19	1	兵庫	25	1	24	大分	18
東京	27	1	奈良	2	1	1	宮崎	3
神奈川	6	1	和歌山	17	1	16	鹿児島	11
新潟	27	1	鳥取	11	1	10	沖縄	12

資料出所：中小企業家同友会全国協議会

【**基本的取り組み項目**】

＜自治体・地方議員への要請項目＞

②奨学金返還支援制度などの拡充

自治体では、地方創生の一環として、国の特別交付税などの資金を活用して基金を設置し、自治体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した人の奨学金返還に対する支援制度が設けられています。内閣官房の調査では、2022年6月1日現在、36都府県、615市区町村が奨学金返還支援に取り組んでいます。制度内容などは自治体ごとにかなり異なっており、製造業に就職した者、ICT産業に就職した者、県内大学出身者などは対象とならない場合があるので、対象者が拡大されるようにしていくことが重要です。

なお、日本学生支援機構のホームページに、都道府県および市区町村における奨学金返還支援制度が掲載されています。(日本学生支援機構：ホーム>奨学金>地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度>地方創成の推進>2. 地方公共団体の返還支援制度)

また、内閣府の地方創生のホームページにも、都道府県および市区町村の奨学金返還支援の取り組み状況が掲載されています。(地方創生>施策等>「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進)

一方、各企業が社員に対して実施している貸与奨学金の返還額の一部又は全額を支援する取り組みについて、これまで各企業から従業員に直接支援する方法のみでしたが、2021年4月から、企業から日本学生支援機構に直接送金する「奨学金返還支援(代理返還)」制度が創設されました。これにより、従業員にかかる所得税が非課税となり得るとともに、企業の法人税は給与として損金算入が可能となるメリットがあります。また、この制度を利用した場合、企業名を日本学生支援機構のホームページに掲載することも可能となっており、人材確保の面でも有効となっています。(日本学生支援機構:ホーム>奨学金>企業の奨学金返還支援(代理返還)制度)

資料2 地方公共団体における奨学金返還支援取組状況
(2022年6月1日時点)

	実施自治体数	全自治体数に対する 実施割合
都道府県 (N=47)	36	76.6%
市区町村 (N=1,741)	615	35.3%

資料出所：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

資料3 地元就職者対象の奨学金返還支援制度の事例（都道府県分）

都道府県	年間募集人数	最高額(大学4年間の場合)	特徴
青森		150万円	サポート企業に6年勤続、県内在住6年
岩手		150万円	理工系または文系の学位取得予定・取得者で、県内の認定企業への就業者
秋田	上限なし (年1000人以上)	一般分年13.3万円 未来創生分年20万円 最大3年	未来創生分は、理系または特定の外国語に一定の資格を有する者で航空機、自動車、医療福祉機器、情報、新エネルギーの企業への県内就職者
山形	320(市町村連携枠含む)	学生124.8万円 社会人60万円	県内居住・就業者
福島	40	153万円	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業のうち、エネルギー、医療、ホット、環境・リサイクル、輸送用機械、電子機械、ICT、6次化関連産業。以下のうち県内に本社のある中小企業(商業、サービス業、観光産業、その他の製造業)への就職者。
栃木	40	150万円	県内の製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業への就職者
東京		30～150万円	建設・IT・ものづくり分野の中小企業等
新潟		120万円	県内出身者、県内就職者
富山	上限なし	奨学金2年間分 理工系学部生：約154万円 理工系大学院生：約212万円 6年制薬学部生：154万円もしくは461万円	県外在住の理工系学部生・大学院生、6年生薬学部生。助成対象経費の2分の1を出捐できる中堅・中小企業への就職者
石川		100万円	理系大学院から鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用・生産用・業務用機器、電子部品・デバイス・電子回路、電気機器、輸送用機器、繊維、化学、食料品、飲料・たばこ・飼料、情報通信機器の各製造業、情報サービス業の中小企業への就職者
福井	15	100万円	県外の大学等の理学、工学、建設関係、情報関係、農林水産学、保健・福祉関係等を履修し、建設業、製造業、情報通信業、農林水産業、医療・福祉への就職者
山梨	35		理学部、工学部から機械電子産業の中小企業への就職者
三重		100万円	指定地域への定住を希望する者、県内に本社を有し指定業種に就職する者
京都			奨学金返済を支援する中小企業に企業負担額の2分の1以内を補助
兵庫		6万円/人・年	奨学金返済を支援する中小企業に年間支給額の3分の1～2分の1を補助
奈良		50万円	理工系在籍の就職者を支援する製造事業者に補助。理工系大学卒、研究職・技術開発職で、県内企業の就職者
和歌山	45	100万円	理工系、情報系、農学系、薬学系から参画企業へ研究開発職又は技術職として就職を希望する者
鳥取	180	144万円	製造業、IT企業、薬剤師、建設業、建設コンサル業、旅館ホテル業、民間保育士・幼稚園教諭、農林水産業への就職
島根	25	288万円	中山間地、離島の事業所への就職者
岡山		年額18万円、5年間	従業員への奨学金返還支援制度を設けている企業への助成
山口	25		理系大学院または薬学部から製造業または情報サービス業で就業した場合、最大奨学金2年間分
徳島	全国公募枠150 県内公募枠100	上限100万円	県内事業所への就職者
香川	77	72万円	理工系に在学または観光関連分野に就業。県内での定住、就業
愛媛	50	117.6万円	県内のものづくり産業、IT関連、観光分野への就職者
長崎	70	150万円	製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、保険業・金融業、BPO企業等、建設業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、観光関連産業への就職者
熊本		244.8万円	県の基金に助成額の2分の1を出捐した企業への就職者
宮崎	40	100万円	支援企業に正規雇用により就職する者で、就職後5年間県内に就業する者
鹿児島	20	大学等在学中の奨学金全額	県の発展に寄与する産業分野に就業し、県内に居住

(注)1. 金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

2. 資料出所：日本学生支援機構、各府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

<自治体・地方議員への要請項目>

③ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体などのさまざまな主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする仕組みです。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になります。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくいと言われています。

自治体では、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されています。また企業においても、スマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが重要です。

総務省では、2020年度以降、ローカル5G等を活用した地域課題解決モデルを構築するための開発実証事業に取り組んでおり、2023年度以降、地方自治体によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取り組みを支援する「地域デジタル基盤活用推進事業」を開始します。これらを活用しつつ、地域の企業や自治体などさまざまな主体によってローカル5Gが導入され、地域の活性化に繋がることが期待されています。

資料4 地域デジタル基盤活用推進事業



資料出所：総務省

<自治体・地方議員への要請項目>

④都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結

2018年7月、経済産業省と和歌山県は、県内の下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関して相互に連携していくことに合意し、協定を締結しました。経済産業省は、「本協

定により、より多くの下請等中小企業者へのアプローチが可能となり、効率的できめ細かい情報収集と行政対応が可能」としており、こうした取り組みを全国に広げることが重要です。

資料5 経済産業省と和歌山県の連携協定概要

経済産業省と和歌山県が県内下請等中小企業者の取引条件改善に向けて連携します

経済産業省では、取引調査員(下請Gメン)による訪問調査(下請企業ヒアリング※)等により、下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組を強力に推進しているところです。

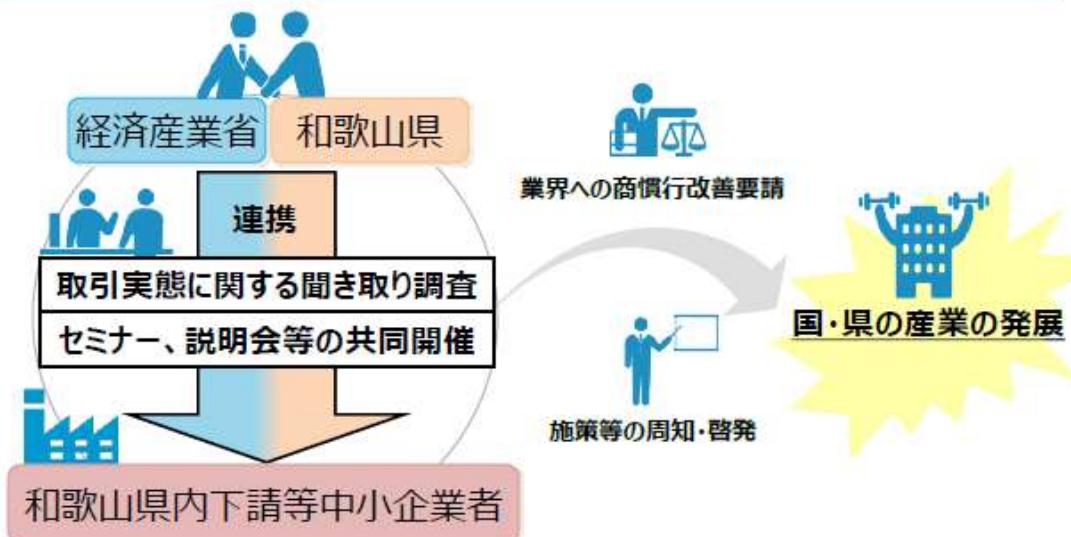
和歌山県も、県独自の取組として、県内下請中小企業へのヒアリングやアンケート調査を実施してきました。

今般、経済産業省と和歌山県は、県内の下請等中小企業者の聞き取り調査等を連携して実施することとし、そのための協定を締結します。(自治体との連携は全国初)

本連携により、より多くの下請等中小企業者へのアプローチが可能となり、効率的できめ細かい情報収集と行政対応が可能になります。

主な連携項目

- 取引実態に関する聞き取り調査共同実施によるノウハウ移転やその情報共有
- 和歌山県における講習会やセミナー等の共同開催
- 県からの情報を活用した国レベルでの対応（行政指導など）



※下請企業ヒアリング

平成29年1月より、経済産業省(中小企業庁)では、取引調査員(下請Gメン)を配置して下請中小企業を訪問しています。

お話を内容は、必要に応じて、秘密保持を前提として、発注者側事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を強く促しています。

平成30年3月までに3,031件のヒアリングを実施し、「発注予定額の〇%など合理性のない引き下げを要請される」「手形では下請代金の受け取りまでに数ヶ月かかり、資金繰りが厳しくなる」などの声を政府の基準改正に反映してきました。

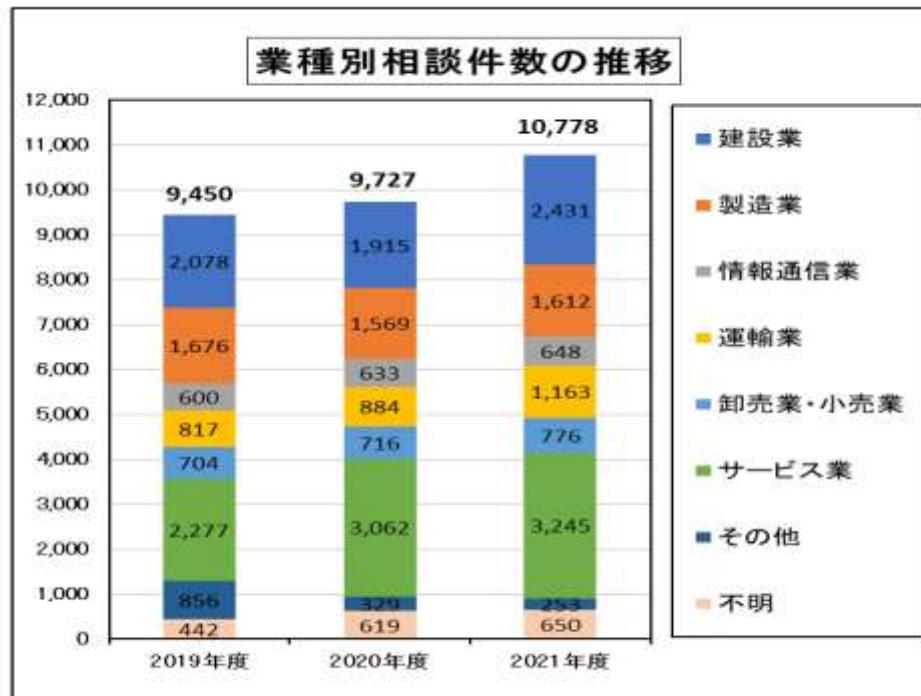
<自治体・経済産業局・地方議員への要請項目>

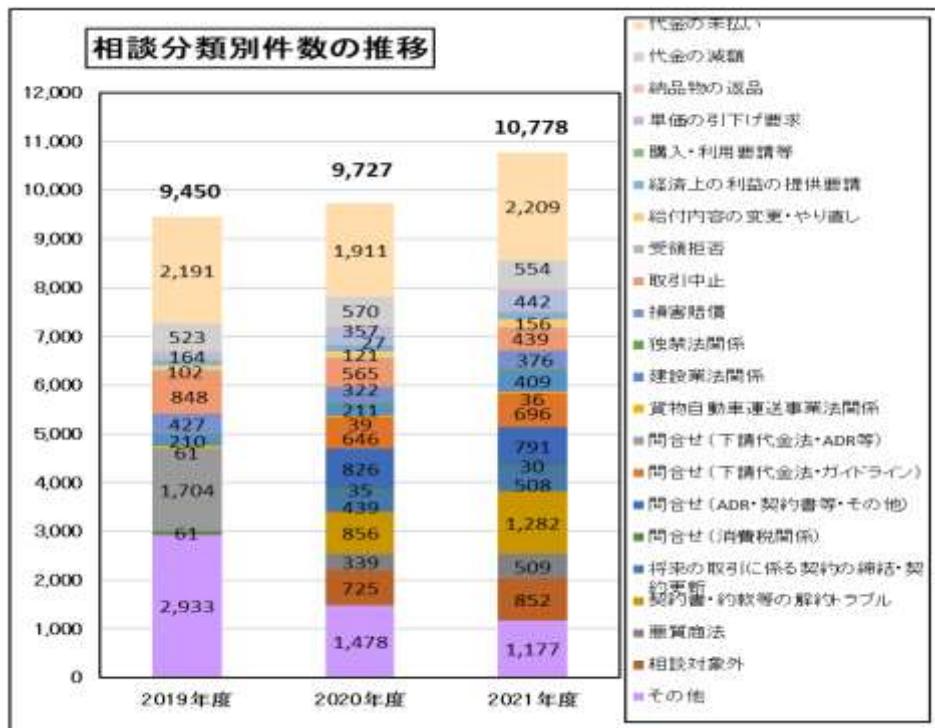
⑤商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底

中小企業庁の委託事業として「下請かけこみ寺」事業があります。公益財団法人全国中小企業振興機関協会が「下請かけこみ寺本部」として、事業の管理・運営を行い、47の各都道府県の下請企業振興協会が、地域の「下請かけこみ寺」として活動しています。商工会議所、商工会、中央会に相談した場合、「下請かけこみ寺」に取り次ぎ、対応しています。「下請かけこみ寺」事業は、中小企業の「企業との取引に関する様々な悩み」を相談員等が聞き、アドバイスを行うものであり、主な業務は、(1)相談業務、(2)ADR(裁判外紛争解決)業務、(3)「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の普及啓発業務となっています。相談業務では、原材料・エネルギーコスト増に関する相談窓口を設置するなど、時々の情勢に応じて取引上の相談に応じています。

一方、近年、下請取引適正化に向けて、「ガイドライン」のほか、「新しい型取引のルール」「パートナーシップ構築宣言」、経団連などによる「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」など、さまざまな取り組みがなされています。しかしながら、その内容については、十分な周知が図られておらず、実効性の確保が課題となっています。受注側となる中小企業に対し、広く適正取引のルールを周知することで、取引環境の改善を図っていくことが重要です。

資料6 「下請けかけこみ寺」相談実績





資料出所：公益財団法人全国中小企業振興機関協会

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

公契約、とりわけ情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行時期の関係などから、短納期発注が行われやすい状況があります。公契約は下請法の対象外ですが、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行のは正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守した適正取引が行われるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要があります。

資料7 適正取引のためのガイドライン、自主行動計画

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」

(1)素形材、(2)自動車、(3)産業機械・航空機等、(4)繊維、(5)電機・情報通信機器、(6)情報サービス・ソフトウェア、(7)広告、(8)建設、(9)建材・住宅設備、(10)トラック運送、(11)放送コンテンツ、(12)金属、(13)化学、(14)紙・紙加工品、(15)印刷、(16)アニメーション制作、(17)食品製造、(18)水産物・水産加工品、(19)養殖

業界団体の策定した自主行動計画

自動車：(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会

素形材：(一財)一般社団法人日本金型工業会等 計8団体連名

機械製造：(一社)日本建設機械工業会、(一社)日本産業機械工業会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本半導体製造装置協会、(一社)日本ロボット工業会、(一社)日本計量機器工業連合会、(一社)日本分析機器工業会

航空宇宙工：(一社)日本航空宇宙工業会

繊維：日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会連名

電機・情報通信機器：(一社)電子情報技術産業協会、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)日本電機工業会、(一社)カメラ映像機器工業会

情報サービス・ソフトウェア：(一社)情報サービス産業協会

流通(スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業)：

(一社)日本スーパー・マーケット協会、(一社)全国スーパー・マーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、(一社)日本ボランタリーチェーン協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、(一社)日本D I Y・ホームセンター協会

建材・住宅設備：(一社)日本建材・住宅設備産業協会
紙・紙加工業：日本製紙連合会、全国段ボール工業組合連合会
金属：(一社)日本電線工業会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本アルミニウム協会、(一社)日本伸銅協会
化学：(一社)日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／(一社)日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
トラック運送：(公社)全日本トラック協会
建設：(一社)日本建設業連合会
警備：(一社)全国警備業協会
放送コンテンツ：放送コンテンツ適正取引推進協議会
商社：(一社)日本貿易会
金融：(一社)全国銀行協会
印刷：(一社)日本印刷産業連合会
造船：(一社)日本造船工業会

資料出所：中小企業庁ホームページ

資料8 「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」参加団体

(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(公社)経済同友会、全国中小企業団体中央会

○業種別経済団体（61団体）

板硝子協会、(一社)住宅生産団体連合会、(一社)情報サービス産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)信託協会、(一社)生命保険協会、石油鉱業連盟、石油連盟、石灰石鉱業協会、(一社)セメント協会、(一社)全国銀行協会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国信用金庫協会、(一社)全国地方銀行協会、全国通運協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(公社)全日本トラック協会、(一社)第二地方銀行協会、(公社)鉄道貨物協会、電気事業連合会、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、(一社)電子情報技術産業協会、(一社)投資信託協会、(一社)日本化学工業協会、日本化學繊維協会、(一社)日本ガス協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本港運協会、日本鉱業協会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本ゴム工業会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、日本証券業協会、(一社)日本人材紹介事業協会、(一社)日本人材派遣協会、日本製紙連合会、日本製薬工業協会、日本製薬団体連合会、(一社)日本船主協会、日本船舶輸出組合、(一社)日本倉庫協会、(一社)日本造船工業会、(一社)日本損害保険協会、日本チェーンストア協会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本電機工業会、(一社)日本電線工業会、(一社)日本塗料工業会、(一社)日本乳業協会、日本百貨店協会、日本肥料アンモニア協会、(一社)日本ベアリング工業会、(一社)日本貿易会、日本紡績協会、(一社)日本民営鉄道協会、日本羊毛産業協会、(一社)日本旅行業協会、ビール酒造組合、(一社)不動産協会、(一社)不動産証券化協会

○地方別経済団体（47団体）

北海道経営者協議会、(一社)青森県経営者協会、(一社)岩手県経営者協会、(一社)宮城県経営者協会、(一社)秋田県経営者協会、(一社)山形県経営者協会、福島県経営者協会連合会、(一社)茨城県経営者協会、(一社)栃木県経営者協会、(一社)群馬県経営者協会、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)千葉県経営者協会、(一社)東京経営者協会、(一社)神奈川県経営者協会、(一社)新潟県経営者協会、(一社)富山県経営者協会、(一社)石川県経営者協会、福井県経営者協会、山梨県経営者協会、(一社)長野県経営者協会、(一社)岐阜県経営者協会、(一社)静岡県経営者協会、愛知県経営者協会、三重県経営者協会、(一社)滋賀経済産業協会、京都経営者協会、大阪経営者協議会、兵庫県経営者協会、(一社)奈良経済産業協会、和歌山県経営者協会、(一社)鳥取県経営者協会、(一社)島根県経営者協会、岡山県経営者協会、広島県経営者協会、山口県経営者協会、徳島県経営者協会、香川県経営者協会、愛媛県経営者協会、高知県経営者協会、福岡県経営者協会、佐賀県経営者協会、長崎県経営者協会、熊本県経営者協会、大分県経営者協会、宮崎県経営者協会、鹿児島県経営者協会、(一社)沖縄県経営者協会

計 112団体 (2017年11月16日現在)

資料出所：経団連

<自治体・地方議員への要請項目>

⑦産学官等の連携による人材の確保・育成…新規

経済安全保障推進法では、国民の生存に必要不可欠な、または広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靭化を図ることとしています。特定重要物資には、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物、船舶の部品の11物資が指定されています。2023年1月には、これらの産業ごとに「安定供給確保を図るための取組方針」が策定されました。

資料9 特定重要物資の安定供給確保のための施策の対象品目（金属産業）

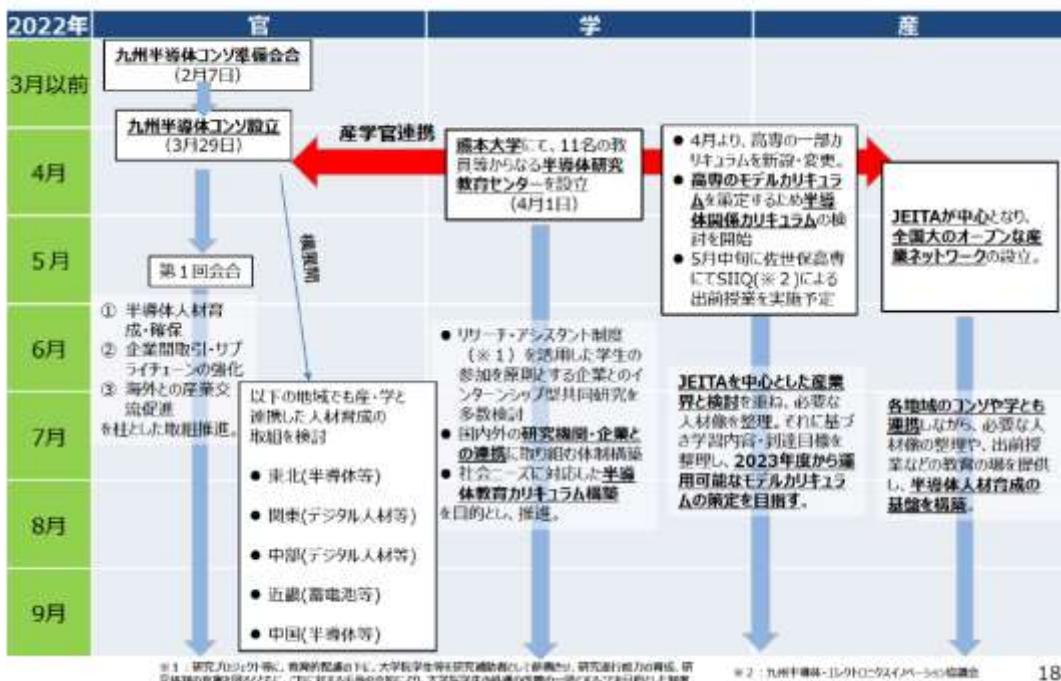
工作機械及び産業用ロボット	CNC（コントローラ本体や制御装置本体。ロボット向けコントローラを含む） サーボ機構（サーボモーター、サーボアンプ等） CNCシステム（CNCとサーボ機構を一体的に生産するもの） 減速機 PLC
航空機の部品	航空機用大型鍛造品及び原材料に使用されるチタン合金、ニッケル合金
半導体素子及び集積回路	従来型半導体（パワー半導体、マイコン、アナログ） ※5G促進法施行令第2条にて規定される特定半導体は対象外 半導体製造装置 半導体部素材 半導体原料（黄リン・黄リン誘導品、ヘリウム、希ガス、蛍石・蛍石誘導品）
蓄電池	蓄電池及び蓄電池部素材
クラウドプログラム	基盤クラウドプログラム
船舶の部品	2ストロークの船舶用機関 2ストロークの船舶用機関に用いられるクランクシャフト 船舶の航行の安全確保の用に供される航海用具（ソナー）（音響測深機に限る） 船舶の主たる推進力を生み出す推進器（プロペラ）

資料出所：経済産業省、国土交通省ホームページ

各産業の「安定供給確保を図るための取組方針」では、課題の一つとして、技術者・熟練技能人材の不足や人材育成などが挙げられています。これまで、人材確保・育成の観点から、産学官連携のもと、「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」「九州半導体人材育成等コンソーシアム」が設立されています。産業に必要な人材を明確化した上で、工業高校や高専等での教育カリキュラム導入や支援機関における教育プログラムを導入しようというものです。産業の未来を見据えた人材確保・育成を進めるため、こうした取り組みを、他の産業、地域にも拡大することにより、サプライチェーンの強靭化を図る必要があります。

資料 10 産学官一体となった半導体・人材育成ロードマップ

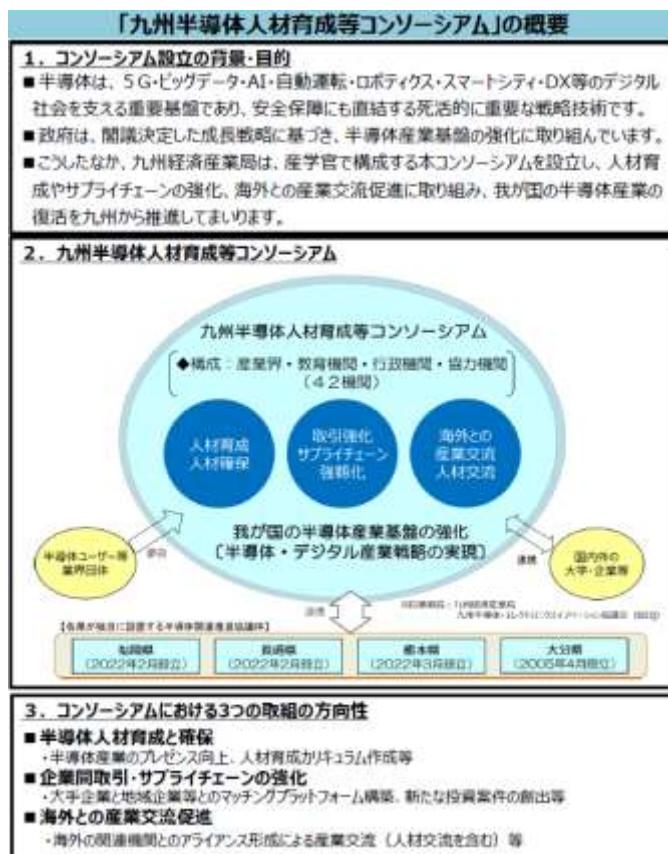
産官学一体となった半導体・蓄電池の人材育成ロードマップ（イメージ）



18

資料出所：経済産業省

資料 11 九州半導体人材育成コンソーシアム



資料出所：九州半導体人材育成コンソーシアム

都道府県でも、独自にコンソーシアムを設立し、産業振興と人材の確保・育成に取り組む動きがあります。長崎県では、2022年2月に18団体からなる産学官の連携組織である「ながさき半導体ネットワーク」を設立しました。産学官が一体となったネットワークを通して、半導体人材の育成・確保を強力に推進し、県内の半導体関連産業のさらなる振興につなげていくことをめざしています。

資料12 ながさき半導体ネットワーク

ながさき半導体ネットワーク概要

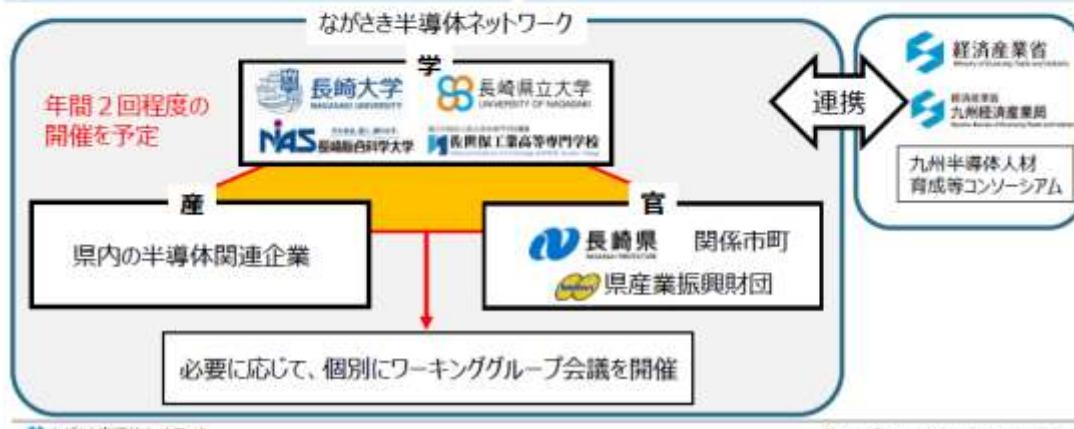
県内半導体産業のさらなる振興に向けて、半導体人材の育成・確保を強力に推進するため、県内の産学官が連携するネットワークを新たに設立。県内企業が県内人材を確保するため、企業・大学等・学生の結びつきを一層強化する取組を実施。その他、企業誘致や規模拡大に必要な工業用水等の立地インフラ整備や、サプライチェーン構築に向けた企業間連携など、関係者の意見を把握し、情報共有を強化するための場とする。

<取組内容>

- ①人材育成（在校生教育・社会人リカレント）
- ②人材確保（新卒、中途、Uターン等人材）
- ③立地インフラ整備（工業用水や工業団地等）
- ④企業支援（企業間連携、企業誘致）

<構成団体> ※設立会議を2/10開催

産：県内の半導体関連企業
学：長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学、
佐世保工業高等専門学校
官：長崎県、長崎県産業振興財団、関係市町



ながさき半導体ネットワーク

Copyright © Nagasaki Semiconductor Network.

資料出所：ながさき半導体ネットワーク

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

<自治体・地方議員への要請項目>

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

中小企業庁の委託による「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」によれば、製造業の下請事業者のうち、生産効率改善を行っていない事業者は17.1%に止まっていますが、生産効率改善の中身を見ると、作業員の作業動線の見直しを行っているのが23.9%、仕掛品在庫削減を行っているのが23.0%、ラインや部品配置の見直しを行っているのが19.2%に止まっており、カイゼン活動に取り組んでいるところは実際には2割程度と見ることができます。製造業の中でも、中小企業、とりわけ3次下請以降の企業では、カイゼン、ムダとり、3S(4S、5Sとも)といったカイゼン活動が徹底されておらず、生産性向上、付加価値拡大の余地が大きくなっています。

また、生産効率改善を行っていると回答した企業の中で、外部専門家による「指導は受けていない」という回答は78.6%に達していますが、コンサルタントを活用しようと思えば、当然費用がかかり、コンサルタント費用を捻出できない場合も多いものと思われます。こうした状況に対し、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成し、中小企業に派遣するための「カイゼンインストラクター養成スクール」が全国16カ所（2019年度）に設置されています。「スクール」に対して行われていた経済産業省の補助金は2019年度をもって終了しましたが、各地の中小企業の生産性の向上、付加価値の拡大に大きな成果をあげていることから、その活動の継続、および全国での設置に向けて、地方自治体が支援を行っていくことが重要となっています。

これまで地方自治体では、工業団地の造成や企業立地補助金などの企業支援策・企業誘致策に取り組んできましたが、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいは従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業での活躍を促す「カイゼンインストラクター養成スクール」の取り組みによって、地元ものづくり企業全体の「カイゼン力」を高めることは、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつながります。「カイゼンインストラクター養成スクール」の実施組織は、ほとんどが都道府県の産業支援機構、中小企業振興公社といった組織であるため、こうした組織に積極的に働きかけていくことが重要です。

なお、スクールに関する詳細な情報は、「ものづくり改善ネットワーク」の「地域ものづくりスクール連絡会」のホームページで見ることができます。

資料13 下請事業者における生産効率改善の取り組み（製造業）

①取り組み

資本金	整理整頓清掃	機械による自動化	作業ルールの策定・改訂	歩留まり改善	作業員の作業動線の見直し	仕掛品在庫削減	ラインや部品配置の見直し	日次・週次での課題の収集	行っていない	その他	(%)
計	52.0	37.7	34.8	29.9	23.9	23.0	19.2	16.9	17.1	2.3	
1億円超～3億円以下	77.1	54.3	65.7	65.7	45.7	45.7	54.3	20.0	5.7	2.9	
5千万円超～1億円以下	69.5	52.1	58.7	49.8	32.4	32.9	31.5	28.6	5.6	0.5	
1千万円超～5千万円以下	60.1	46.0	41.7	36.9	23.0	27.2	22.5	22.2	10.1	1.6	
1千万円以下	46.1	32.2	28.5	23.9	22.8	19.6	15.8	13.2	21.6	2.8	

②外部専門家による指導

資本金	大手企業のOB	中小企業のOB	技術士	商工会議所・商工会の指導員	その他公的支援機関の指導員	指導は受けていない	その他	(%)
計	7.5	1.9	2.0	2.5	4.8	78.6	6.7	
1億円超～3億円以下	15.6	6.3	0.0	0.0	6.3	65.6	21.9	
5千万円超～1億円以下	13.7	1.0	3.0	0.5	5.1	69.0	11.2	
1千万円超～5千万円以下	9.4	2.0	2.2	2.8	6.4	74.8	8.3	
1千万円以下	5.5	1.9	1.8	2.8	4.0	82.2	4.9	

資料出所：日本リサーチセンター「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」（中小企業庁委託調査）

資料14 各地のカイゼンインストラクター養成スクール

開催場所	名 称	実施組織
山形県米沢市	リーンマネジメント推進リーダー育成コース	山形大学アントレプレナーシップ開発センター
茨城県水戸市	いばらき生産性向上人材育成スクール	いばらき中小企業グローバル推進機構
群馬県前橋市他	群馬ものづくり改善・改革推進ナビゲーター養成塾	群馬県産業支援機構
東京都	東京都ものづくり生産性革新スクール	東京都中小企業振興公社
東京都杉並区	JPCAものづくりアカデミー	日本電子回路工業会
新潟県長岡市	NAZE学園	NPO法人長岡産業活性化協会NAZE
富山県富山市	富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール	富山県中小企業団体中央会
福井県福井市	福井ものづくり改善インストラクタースクール	ふくい産業支援センター
長野県諏訪市	信州ものづくり革新スクール	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構
静岡県静岡市	静岡ものづくり生産性向上推進リーダー育成スクール	静岡県産業振興財団
愛知県幸田町	ものづくり改善リーダー育成スクール	幸田ものづくり研究センター
三重県四日市市	三重ものづくり改善インストラクター養成塾	三重県産業支援センター
滋賀県草津市	生産性向上支援インストラクター養成スクール	しが産業生産性向上経営改善センター
和歌山県和歌山市	わかやま生産性向上スクール	わかやま産業振興財団
宮崎県延岡市	改善インストラクタースクール延岡	宮崎県工業会

(注)1. 開催場所は直近に開催された会場。

2. 資料出所：各組織ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料15 カイゼンインストラクター養成スクールの募集要項（宮崎）



改善インストラクタースクール延岡

宮崎県工業会県北分室と延岡市では、企業社員やOBを対象に、現場改善や生産管理、在庫管理などについて体系的に学び、企業の生産性向上を達成することを目的として平成27年度に「改善インストラクタースクール延岡」を開校しました。



カリキュラム(例)

回数	午前	午後
1	開講式・基礎概念	競争力と企業パフォマンス
2	フレキシビリティ・コストと生産性・品質・納期・在庫管理	
3	5S講座	見える化
4	IEの基礎知識・活用・標準作業時間設定	
5	生産方式(紙飛行機・かんばん／ワークショップ)	
6	改善とは?	現場の見方(VDT活用)
7	IOTと生産性	
8	IOTと生産性	インストラクターの役割
9	インストラクティングの基本及びコミュニケーションの取り方	
10	現場実習の進め方	実習企業見学及びヒアリング
11	チームディスカス(モノと情報の流れ検討)	
12	チームディスカス(現状把握)	
13	チームディスカス(課題抽出)	
14	現場実習(改善案検討)	
15	チームディスカス(改善案検討)	
16	発表資料作成	
17	発表資料確認検討	
18	実習先への提案	成果発表(個人)・修了式

資料出所：改善インストラクタースクール延岡

<自治体・労働局・地方議員への要請項目>

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」の活動実績を見ると、2021年度で受講者のべ人数が164,504人、うち工業高校や中小企業に対する実技指導が108,658人となっており、コロナ禍前である2019年の106,733人を上回る水準まで回復しています。都道府県別に工業高校などに対する実技指導の受講者のべ人数を見ると、群馬県が5,632人となっているのに対し、京都府では242人に止まるなど、違いが大きい状況にあり、他の自治体に比べて実績が少ないと判断される場合には、委託を受けている地元の職業能力開発協会に対して活動の拡大を促していく必要があります。

資料16 工業高校生などに対するものづくりマイスターの実技指導（2021年度）

都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり①÷②(人)	都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり①÷②(人)	都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり①÷②(人)
北海道	3,386	18	188	長野	4,065	14	290	岡山	2,116	18	118
青森	1,138	12	95	富山	2,569	8	321	広島	3,034	14	217
岩手	847	12	71	石川	3,438	8	430	山口	2,261	19	119
宮城	2,252	14	161	福井	1,405	6	234	徳島	2,060	4	515
秋田	880	10	88	静岡	3,019	18	168	香川	893	7	128
山形	1,710	11	155	愛知	2,632	29	91	愛媛	1,770	10	177
福島	1,479	16	92	岐阜	3,147	11	286	高知	528	6	88
茨城	4,963	13	382	三重	2,529	9	281	福岡	2,960	23	129
栃木	2,308	14	165	滋賀	1,788	8	224	佐賀	3,092	8	387
群馬	5,632	12	469	京都	242	7	35	長崎	786	9	87
埼玉	4,671	16	292	大阪	3,220	29	111	熊本	4,858	14	347
千葉	2,835	8	354	兵庫	2,514	20	126	大分	783	11	71
東京	3,511	33	106	奈良	703	4	176	宮崎	1,832	11	167
神奈川	1,689	12	141	和歌山	3,495	6	583	鹿児島	989	19	52
山梨	2,068	6	345	鳥取	1,324	5	265	沖縄	1,357	9	151
新潟	2,232	11	203	島根	1,648	4	412	全国	108,658	586	185

(注)1. 実技指導数は、「高校以上の学校」に対する実技指導の受講者のべ人数。

2. 資料出所：厚生労働省、全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

<自治体・地方議員への要請項目>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

技能五輪の国内大会である技能五輪全国大会の参加者数を都道府県ごとに見ると、175人の愛知県から、参加者0人の高知県まで、地域差が著しい状況にあります。都道府県には当然それぞれの特色がありますが、こうした地域差を超えた取り組みの格差があるように思われます。ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、とりわけ中小企業に働く若者が技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に積極的に挑戦できるよう、技能五輪参加者に対してはもちろん、育成の段階から、支援を拡充していく必要があります。

技能五輪の開催地となった地域では、開催年に限り助成金が設定されることが多いですが、栃木県では、「技能五輪・アビリティック選手育成強化事業助成金」を設けています。こうした支援が開催地に関わらず全国で、恒久的に実施されることが重要です。

資料17 第60回技能五輪全国大会参加者数（2022年11月・千葉）

都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者	(人)
全国計	1,014	千葉	21	三重	2	徳島	2	
北海道	17	東京	48	滋賀	8	香川	12	
青森	4	神奈川	56	京都	10	愛媛	10	
岩手	13	新潟	21	大阪	57	高知	0	
宮城	12	富山	8	兵庫	21	福岡	19	
秋田	6	石川	6	奈良	10	佐賀	9	
山形	25	福井	5	和歌山	2	長崎	12	
福島	10	山梨	6	鳥取	4	熊本	9	
茨城	67	長野	46	島根	9	大分	4	
栃木	52	岐阜	12	岡山	10	宮崎	16	
群馬	20	静岡	35	広島	36	鹿児島	7	
埼玉	36	愛知	175	山口	22	沖縄	22	

資料出所：中央職業能力開発協会

資料18 栃木県「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業実施要領」(抜粋)

(助成対象)

技能向上訓練の経費を負担した企業、学校、公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設、競技職種等関係団体、社会福祉法人等に対して支払うものとする。

(助成対象事業)

- (1) 訓練指導を行う社外講師に対する謝金
- (2) 社外講師の旅費
- (3) 訓練用材料、消耗品等の購入費
- (4) 会場借料費、訓練用器工具等借料費
- (5) 外部講習会等への参加費
- (6) その他訓練の実施に必要であると栃木県職業能力開発協会長（以下「会長」という）が認めた経費

(助成金額)

一企業・学校・団体等あたり30万円を上限とする。

資料出所：栃木県ホームページ

＜自治体・地方議員への要請項目＞

④産業雇用安定センターとの関係強化

産業雇用安定センターは、「失業なき労働移動」を支援する専門機関として、厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの密接なつながりをもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより、再就職・出向の支援事業に取り組んでいます。コロナ禍においては、地域独自の取り組みとして、産業雇用安定センターと地方自治体や労使団体との連携を強化し、在籍型出向を活用したマッチングに取り組んでおり、雇用の維持に役割を果たしています。

一方、2018年度からは、それまでの雇用調整中心の出向支援に加え、キャリア・ステップアップ型出向や人材育成・交流型出向についても出向支援の幅を拡大しています。また、2022年12月2日に創設された、産業雇用安定助成金「スキルアップ支援コース」においては、産業雇用安定センターが無料でマッチングを支援しています。スキルアップ支援コースは、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対して当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成する制度です。

カーボンニュートラルの実現やDXの全面的な展開による産業構造の転換に対して、各企業の業態変更への支援とともに、従業員への能力開発の支援を行い、公正な移行を実現することが不可欠です。

「人材育成・交流型出向」の枠組みをさらに整備し、ユーザー企業からIT企業への出向を通じてIT技術のスキルアップを行うとともに、ベンダー企業のユーザー企業への出向を通じて、産業企業の実態を踏まえたDX推進を後押ししていくことが期待されています。

資料19 産業雇用安定センターと地方自治体、労使団体との連携

自治体
岡山県 在籍型出向マッチング機会創出事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県が岡山県中小企業団体中央会に事業を委託。岡山労働局、産業雇用安定センター岡山事務所とも連携して推進体制を構築。 ● マッチング支援サイトの開設・運営、在籍型出向に関する制度・助成金の説明会やマッチング会の開催、社会保険労務士による就業規則の整備や助成金申請書類作成サポートを実施。
東海3県（愛知県・岐阜県・三重県） 東海地域における人材マッチング
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響で事業環境が激変し、厳しい雇用情勢にある中、国（労働局、経済産業局）・県・関係機関が連携し、東海地域における非正規の従業員を含めた雇用維持に資する企業間マッチングを実施。 ● 具体的には、人材を送り出したい企業と、受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査を実施し、企業からの回答をもとに、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）による企業間の人材マッチングにつなげている。
富山県 雇用維持のための人事交流支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 富山県人材活躍推進センターが、富山労働局・産業雇用安定センター富山事務所と連携し、出向や副業・兼業を活用した人事交流を促進し、県内企業の雇用の維持・継続や拡大を支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・提供 富山県人材活躍推進センターホームページに企業情報を掲載 ・人事交流に関する相談 社会保険労務士が人事交流で発生する契約・労働条件等の相談に対応 ● 「富山県在籍型出向支援補助金」を創設し、国の「産業雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業主に対して、出向に要した賃金の一部を補助。
京都府 【短期】雇用シェアリングモデル事業（雇用の短期助け合いマッチング）
<ul style="list-style-type: none"> ● 経済団体(京都経営者協会)、労働者団体(連合京都)、国(京都労働局・近畿経済産業局)、京都府、京都市の行政機関に、産業雇用安定センター京都事務所を加えたオール京都による推進体制を構築。 ● 社会保険労務士の派遣や労働局のアドバイス等による法的・制度的なサポートを実施。
佐賀県 失業なき労働移動のための連携協定
<ul style="list-style-type: none"> ● 佐賀県、産業雇用安定センター佐賀事務所および佐賀労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施。
労使団体
UAゼンセン
<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年9月、UAゼンセン本部と産業雇用安定センター本部が連携協定を締結。 ● これにより、全国のUAゼンセン支部と産業雇用安定センター地方事務所の間で、出向等に関する情報共有を強化し、円滑なマッチングに繋げる。
札幌商工会議所
<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年11月から、札幌商工会議所と産業雇用安定センター北海道事務所が在籍型出向を活用した出向支援を実施。 ● 札幌商工会議所が受入企業、送出企業の相談募集。相談内容は、札幌商工会議所(申し込みフォーム)で受け付け、相談内容に応じて産業雇用安定センター北海道事務所へ支援依頼。 ● 契約サポート、担当者同士の面談・マッチングのセッティングなどマッチングに向けて支援。
愛知県経営者協会
<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年4月より、愛知県経営者協会と産業雇用安定センター愛知事務所が以下の連携強化を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ①産業雇用安定センターの人材送出・受入情報を愛知経営者協会会員企業へ発送、実績情報の周知PR ②愛知県経営者協会会員企業向け説明会の開催 ③産業雇用安定センターと経営者協会の既存研修等の後援、共催 ④愛知県経営者協会会員企業向け相談窓口の設置 ● 愛知県経営者協会が会員企業から送出・受入情報を聞き取り、産業雇用安定センター愛知事務所へ取り次ぎ。

資料出所：厚生労働省「在籍型出向『基本がわかる』ハンドブック」

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑤海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底

グローバル経済下にあって、日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発している状況にあります。とりわけ憂慮されるのは、すべてのILO加盟国において遵守が求められている5つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除、安全で健康的な労働環境）、なかでも結社の自由・団体交渉権への抵触に関する労使紛争です。

金属労協が加盟するGUF（国際産業別労働組合組織）インダストリオール・グローバルユニオンなどを通じて、海外の労働組合から金属労協に対し、解決への協力を求められる労使紛争としては、

- ・労働組合の組織化や労働組合活動の妨害、具体的には、業務上の怠慢や能力不足を名目とした、あるいは些細な規律違反を理由とした組合リーダーの解雇や配置転換、労働組合の団体交渉要件を満たすための認証選挙への会社側の介入。
- ・ストを指導した組合役員や、参加した組合員の解雇。
- ・会社側が団体交渉や労使協議に応じない。会社の経営状況などについて、労働組合に情報を提供しない。

などが典型的な事例と言えます。明確な各国内法違反、人権侵害という事例も増えてきていますが、一方で、ILOの基本条約に明らかに抵触するものの、国内法違反とは言い切れない、あるいは、合法の体裁を整えている場合も多く、「国内法に違反しなければよい」という意識が、国内法よりも優先すべき国際法違反の行為を放置することにつながっています。

これらの労使紛争は、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的労働基準への理解・認識の不足や、労使対話の欠如から生じていることから、金属労協では、海外拠点における建設的な労使関係構築に向けて、日本国内およびタイ、インドネシアで労使参加のセミナー、ワークショップを開催しており、「タイ労使ワークショップ」は、在タイ日本国大使館の後援の下に開催しています。自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、現地のワークショップに自治体の現地事務所の駐在員に参加を促し、中核的労働基準の重要性を海外現地法人に広めていくことが重要です。

資料20 金属労協の開催している労使ワークショップの例



資料出所：金属労協国際局

国際社会として、「企業の社会的責任」を求める声が高まる中、政府を通じた取り組みでは限界があることから、企業相互の人権状況のチェックや人権確保への働きかけを通じて、人権侵害を撲滅する仕組みとして、「人権デュー・ディリジェンス」が提唱されるところとなり、その法制化・義務化の動きも欧米を中心に広がっています。

人権デュー・ディリジェンスは、もともと2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」で提唱されたもので、その中では、現地の労働法など国内法が、国際基準の要求水準を満たしていない場合、企業は国内法の水準を超えて国際基準を遵守するよう求めています。また、企業が国際人権章典、ILO宣言など国際基準を遵守して行動すると、国内法に違反する場合の対応については、

- ・企業は、その状況のもとで、国際基準を「出来る限りぎりぎりまで」遵守する。
 - ・国際基準を遵守する方法を追求する。
 - ・その努力を行動によって立証する。
 - ・国内法に従った場合には、国際法違反の責任を問われる場合もあることを認識する。
- といった対応を求めており、企業に対する理解促進が必要です。

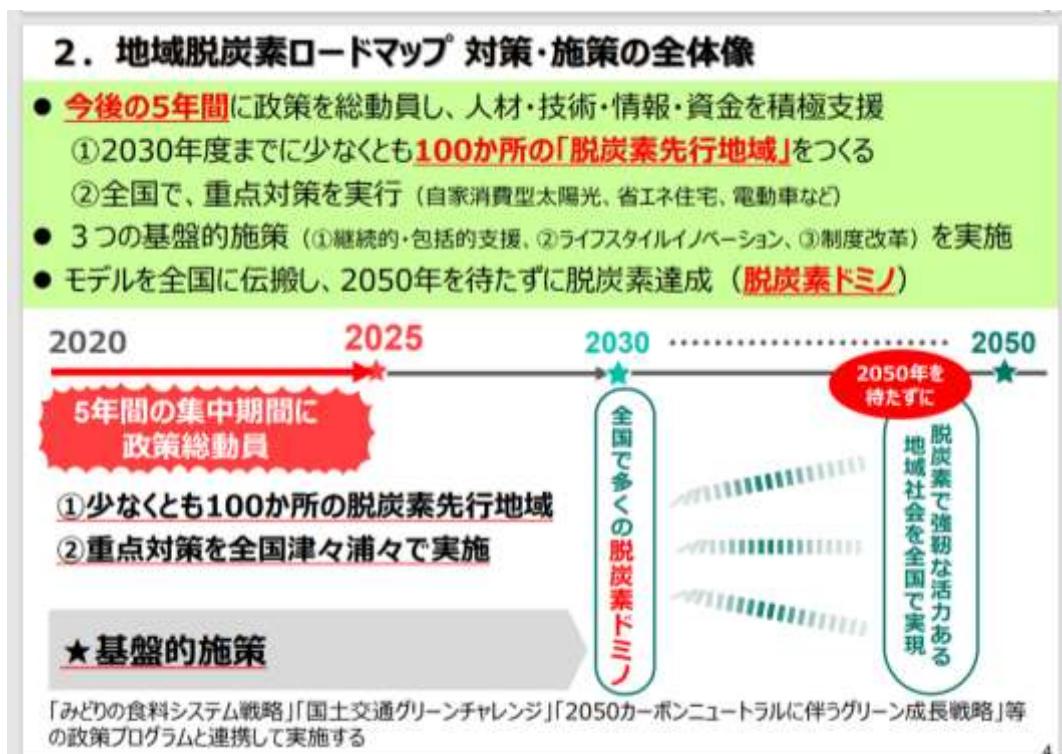
<自治体・地方議員への要請項目>

⑥「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化

政府は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には、2030年に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。またこの方針は、2021年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に盛り込まれました。

これらの目標の達成のため、「少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる」とされており、2022年1月から第1回の先行地域募集が始まっています。地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備を行っていくことが重要です。また、地球温暖化対策計画では、産業部門の削減率の目標を従来の7%から38%へと大幅に引き上げており、住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界との連携強化が重要です。

資料21 地域脱炭素ロードマップ



資料出所：内閣官房

(3) 工業高校教育の強化

<自治体・地方議員への要請項目>

①産業教育設備予算の確保…補強

公立専門高校に対する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになります。工業高校の重要性はますます高まつくるものと思われますが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。工業高校の見学、教職員との情報交換・意見交換、都道府県の産業教育設備予算の確認などを行った上で、必要な予算の拡充を要請していくことが重要です。

奈良県では、工作機械メーカーと「連携と協力に関する包括協定」を締結しており、県内工業高校に対し、同時5軸加工機などの最先端マシニングセンターの無償貸与および各種機材の提供、最先端機器担当指導職員への指導、実習・課題研究、技能検定講習などへの講師派遣を受けており、三重県でも同様の協定が締結されています。こうした取り組みがほかでも広がることが望まれますが、工作機械の運搬・設置費用は高額になり、学校での負担が難しいこともあるため、その費用については、地方自治体による補助を検討することも重要です。

資料22 都道府県における産業教育設備関係の予算・決算の状況

(万円)

都道府県	事業名	金額	時点
青森	産業教育設備整備費	20,421	2022予算
山形	県立高等学校産振設備整備費	2,797	2023予算
栃木	産業教育設備の整備	2,410	2022予算
群馬	産業教育設備	68,143	2021決算
埼玉	高等学校産業教育設備整備事業	10,266	2022予算
神奈川	職業教育設備整備事業費	981	2022予算
新潟	県立学校の設備整備のうち産業教育設備	10,310	2022予算
静岡	産業教育設備費	2,400	2022予算
愛知	産業教育設備整備費	10,846	2022予算
岐阜	産業教育振興設備整備費	16,598	2022予算
滋賀	産業教育設備整備費	1,141	2023予算
	産業教育用コンピュータ整備事業	9,954	
大阪	産業教育設備整備費	588	2023予算
鳥取	教育実習設備整備費	1,734	2023予算
島根	産業教育設備整備事業	169,298	2021予算
徳島	産業教育設備整備事業費	8,266	2020予算
愛媛	産業教育I C T機器整備事業費	9,667	2021決算
高知	産業教育等設備整備費	5,935	2022予算
長崎	産業教育設備整備事業	5,142	2022予算
熊本	高等学校産業教育設備整備費	16,325	2023予算

(注)1. I C T関係の取り扱いをはじめ、事業の中身が都道府県ごとに異なる可能性があり、単純な比較はできない。

2. 予算は原則として当初であるが、補正後のデータも一部含まれる。

3. 資料出所：各都道府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

<自治体・学校・地方議員への要請項目>

②専攻科の拡充

高等学校には、卒業生もしくはそれと同等以上の学力を有する者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、専攻科が設けられている場合があります。修業年限は1年以上ですが、実際には2年のものが多いと言われています。一定の要件を満たした専攻科の卒業生は、大学に編入することができ、また科目履修により大学で単位を取得した場合には、学士の学位を取得することができます。2022年度の「学校基本調査」によると、普通科単独校以外の高校2,241に対し、専攻科のある学校は135に止まっており、国家試験受験資格の関係で、看護科、水産科が多い状況にありますが、DXの進展の下、工学系の技術・技能者についても、ICT系のリテラシーが不可欠となっていることから、工業高校についても積極的に専攻科を設置し、リカレント教育にも活用していくことが有効と考えられます。

資料23 三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）抜粋

平成28年3月 三重県立高等学校専攻科設置検討委員会

1はじめに

本県は、県内総生産が名目で約7兆7千億円、そのうち約35%が製造業である（平成25年度）など、ものづくりの盛んな地域です。特に北勢地域には、半導体・自動車・電機・機械・食品など様々な企業が集積しており、付加価値の高い部材・素材を提供する企業群とそれを使って先進的な製品を生産する企業群がリンクした高度な産業構造が形成され、本県の産業全体を牽引している状況です。

しかし、一方では、技術革新、情報化の進展等により、産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が急速に進展する中で、先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有し、中堅技術者としての指導力を備え、生産現場において牽引役となる優秀なエンジニアの不足が課題となっています。

このような中、平成26年11月、四日市市長と三重県知事との対談の中で、同市長から工業専攻科の設置が提案されました。

そこで、三重県教育委員会が、工業専攻科の設置について平成26年12月に北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、生徒の約30%、保護者の約26%にニーズのあることがわかりました。

また、平成27年6月には、学校教育法の一部が改正され、これまで認められていなかった高等学校専攻科修了者の大学への編入学が、平成28年度から認められることになりました。

これらの状況を踏まえて、一層高度なものづくり教育を行う専攻科の設置について検討を行うため、平成27年9月に企業関係者や有識者等で組織する三重県立高等学校専攻科設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、専攻科の設置について高校生の進路選択の幅の拡大、自己実現に向けた環境整備に加え、本県の成長産業の振興や地域活性化の観点からも協議を行い、専攻科の設置に向けて「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」を提言として取りまとめました。

3 提言

（1）専攻科設置の必要性について

○平成27年度の県内の高等学校工業学科の募集定員は1,720人、高等専門学校の工業に関する学科の募集定員は440人となっています。県内の短期大学には工業に関する学科は設置されておらず、大学については三重大学にのみ工学部が設置されており、募集定員は400人にとどまっています。

○工業学科で学ぶ高校生の全県立高校生に対する比率は12%台で推移しており、そのうち全日制課程の生徒の約7割が機械系学科と電気系学科で基礎的な技術・技能の習得に取り組んでいます。卒業後の進路選択については、約8割が卒業後すぐに就職しており、そのうち約7割は製造業に就いています。

○進学者のうち、三重大学工学部への進学者は例年ごく少数で、工学部への進学希望者の多くは県外の大学等へ進学しています。

○県教育委員会が北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象に工業専攻科の設置についてアンケート調査を実施したところ、現行制度のままでも進学したいと回答した生徒が約7%、就職時の待遇が短期大学と同等であれば専攻科で学びたいと回答した生徒が約23%であったことや、三重県に工業専攻科があれば子どもを進学させたいと回答した保護者が約26%であったことなどを踏まえると、工業高校の生徒の進路選択の幅を拡大するとともに、県内で自己実現を図ることのできる教育環境を整える必要があると考えます。

○専攻科の設置は、技術革新、情報化の進展等による産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が進展する中で、本県における先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有する中堅技術者の養成・確保につながります。

以上の理由から、県内に工業専攻科を早急に設置する必要があると考えます。

2. 労働組合としての活動

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

<労働組合としての活動>

- ①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

P. 10参照

<労働組合としての活動>

- ②公正取引委員会地方事務所との意見交換…補強

政府は、2016年の「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」以降、適正取引の取り組みを強化してきました。2020年には、企業が望ましい取引慣行（振興基準）の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みが開始され、20,000社を超える企業が宣言しています（2023年3月）。2021年末には、エネルギー・原材料価格の高騰を受け、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、「政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設」、「価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化」などに取り組んでいます。しかしながら、下請事業者からすれば、残念ながら、適正取引に向けた前進が実感できる状況には至っていません。

2022年12月の帝国データバンクのアンケート調査によれば、100円のコストアップに対して、価格転嫁は39.9円に止まり、企業の2割近くは全く転嫁できていないと答えるなど、価格転嫁は不十分なものとなっています。大手企業から中小企業、経営層から社員に至るまで、適正取引のルール浸透を図っていくことが重要です。

労働組合として、取引の実態、エネルギー・原材料価格の転嫁状況などについて当局と意見交換し、取り組みの一層の強化を求めていくことが重要です。

公正取引委員会の地方事務所は、全国8カ所となっています（関東甲信越は本局）。

資料24 公正取引委員会の地方事務所



<労働組合としての活動>

③災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

政府の示している「事業継続ガイドライン」では、平常時・被災後における企業と地元自治体との連携に関する「地域防災協定」などを推奨しています。

コロナ禍を機に、感染症を対象とした事業継続計画（B C P）の整備・見直しの機運が高まっています。厚生労働省は、2020年12月に「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」をまとめています。感染症は、影響の範囲が広く、主として人に対して影響するなど、地震や台風とは異なる対応が必要になります。政府のガイドラインなども参考に、必要に応じて事業継続計画の整備・見直しを進めることが重要です。

資料25 内閣府「事業継続ガイドライン」抜粋（2013年）

4.3 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要である。⁶⁴重要な顧客や従業員の多くは地域の人々である場合も多く、また、復旧には、資材や機械の搬入や工事の騒音・振動など、周辺地域の理解・協力を得なければ実施できない事柄も多いためである。

したがって、まず、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮することが重要である。地域社会に迷惑をかけないため、平常時から、火災・延焼の防止、薬液噴出・漏洩防止などの安全対策を実施し、災害発生時には、これらの問題の発生有無、建造物が敷地外に倒壊する危険性の有無などを確認することが必要である。危険がその周辺に及ぶ可能性のある場合、住民に対して、危険周知や避難要請、行政当局への連絡など、連携した対応をとるべきである。さらに、各企業・組織が自己の利益のみを優先し、交通渋滞の発生、物資の買占めなど、地域の復旧を妨げる事態につながることは避けるべきである。

また、企業・組織は、地域を構成する一員として、地域への積極的な貢献が望まれる。地元の地方公共団体との協定⁶⁵をはじめ、平常時から地域の様々な主体との密な連携が推奨される。⁶⁶さらに、被災後において、企業・組織が応急対応要員以外の従業員に当面の自宅待機を要請すると、自宅周辺の人命救助、災害時要援護者の支援などに貢献する機会を作ることにもなり、都市中心部の場合には、混雑要因の緩和にもつながる。⁶⁷社会貢献としても、従業員個人の自主的なボランティア活動を促進させる上で、企業・組織におけるボランティア休暇制度の普及が期待される。⁶⁸

なお、地元地域の側においては、企業・組織が地域貢献を行うことと、当該企業・組織が事業継続のために代替拠点へ移転することは切り離し、その経営判断に理解を進めることも望まれる。地元に拠点のある企業・組織が、B C P発動により別拠点でも生き残ってこそ、地域に戻ることも可能となり、また、それが地域の復興にもつながると考えられる。

＜脚注＞

- 64 現地復旧の場合に限らず、代替拠点に移動する場合においても、将来戻る可能性を考慮し、経営判断によって地域との関係を維持向上する戦略を考えるべきである。
- 65 協定の内容は、水・食料の提供、避難所の提供、復旧作業への協力、機器の修理、物資の運送、技術者の派遣など、多様なものが想定される。
- 66 自治会やN P Oに対して、集会場所・展示物を提供したり、講師の派遣やセミナーを共催すること等も考えられる。
- 67 特に大都市圏では、従業員に無理な出社指示を出すと、救援活動の交通への支障、水や食糧の不足、トイレやゴミの対応の困難などが予想される。
- 68 企業の社会貢献の例として、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

資料出所：内閣府

資料26 企業による自治体及び住民団体との「地域防災協定」の実例

特徴

1. 防災における企業の地域貢献について、具体的な支援内容を盛り込んだ協定文書の形態で定めている。
2. 協定は、企業と周辺町会に自治体が加わった三者協定である特徴を持ち、災害発生直後からの緊急支援をベースに継続的に見直しが図られ、内容の充実が促進されることが期待される。また、地域における防災に対する共同共助意識の向上に寄与する。
3. 支援内容は、三者による協議を通じて、企業の事業実態(身の丈)に即した、効果があり実現性の高いものとなり、防災訓練の協同実施、防災備蓄倉庫設置場所の提供等平素からの協力についても含んでいる。

概要

A社は、2000年7月に、B事業所を対象に、B市及び周辺5町会と「地域防災協定」(正式名称は、「災害における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」、以下同じ)を締結した。

協定に基づき、事業所が協力する範囲は、災害時においては、避難場所、重機等の資機材、ヘリコプター緊急離着陸場所の提供等、平素においては、防災訓練の協力又は協同、防災備蓄倉庫設置場所の提供等となっている。

目的

1. 大地震のような広域災害発生直後から、自治体等による直接的な緊急支援が開始されるまでの一定期間(通常3日間)、地域内に所在する企業が地域への応急支援を担おうとするものである。
2. 協定書第1条において、「地域防災協定」を締結する目的を以下のように定めている。
 - ・災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、及びB市地域防災計画地震対策編における「災害時において、企業は地域に貢献する。」ことを基本理念とし、B市及び周辺5町会が行う災害時応急活動及び平素からの防災まちづくりに対するA社の協力に関し、必要な事項を定める。
3. 災害対策基本法第7条第2項では、住民の責務を以下のように定めている。「地域防災協定」は、企業においても、地域コミュニティを形成する住民と同様の責務を果たすことを目的とするものである。
 - ・地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない。

経緯及び活動状況

1. A社は、1965年のB事業所の開設以来、周辺5町会の住民(約4,000世帯)と、納涼祭開催や市民祭協賛などを通じた積極的な地域交流を行っている。
2. その後、再三にわたる豪雨、台風による増水・浸水被害の発生を受け、地域の防災・環境整備に関する地域ぐるみの取組みに対しても、事業所として積極的に協力しており、町会との話し合いを発端として2000年7月に「地域防災協定」を締結するに至った。

3. 協定は、A社B事業所、周辺5町会及びB市の三者により、締結された。また、協定には、災害時の応急活動及び平素における防災まちづくりに関する事業所の協力の内容を定めたものであるが、協定に基づく事業所の協力に要する費用は、基本的に無償とするが特別な場合は協議により市が負担することがあること、協定による支援は災害の発生後3日間を原則とすること（その後の対応は三者の協議による）なども定められている。
4. 協定における具体的な事業所の協力の内容は、以下のとおり。
- (ア) 災害時
- ・グラウンド（約1万m²）の開放（町会は、一時避難場所及び救難活動拠点として、行政は、ヘリコプターの離着陸拠点及び救援活動拠点として活用）
 - ・運搬用フォークリフトなど、重機等の資機材の提供（避難、支援活動のための通路（道路）の確保、救命支援、崩壊家屋の瓦礫撤去などに活用）
 - ・その他施設（グラウンド内トイレや水道等の施設・設備等の活用）
- (イ) 平素
- ・防災訓練の協力または協同実施
 - ・防災備蓄倉庫の設置（設置場所の提供及び鍵の管理）
5. 今後も、協定内容のさらなる充実を目指し、消防署などとも連携した合同防災訓練や初期対応のシミュレーション訓練の実施に加え、太陽光発電装置の電力供給、事業所隣接住宅の一時提供、輸送車両の提供、炊き出し用としての屋外バーベキューコーナーの活用など、災害時における協力範囲の拡大についても検討することとしている。

資料出所：内閣府

（2）地域におけるものづくり産業の具体的強化策

＜労働組合としての活動＞

①ものづくり教室の開催

ひところ若者の理工系離れが指摘されていましたが、地方自治体や専門家が開催する工作教室、実験教室は活況を呈しており、ものづくりや科学に対する子どもたちの興味が薄れているわけではないことがわかります。ものづくりの魅力を子どもたちに伝えるために、金属労協が2003年に開始した小学生などを対象とする「ものづくり教室」は、いまやほとんどの都道府県の金属の労働組合で毎年開催されるところとなっています。一般的に、自治体などが開催するものづくり教室は、木工などが多く、金属を使用したもの、機械の組み立てなどは多くないことから、金属の労働組合の地方組織を中心とした「ものづくり教室」を継続的に展開していくことが重要です。また、小学校は2020年度からプログラミング教育が必修化されており、労働組合が主催する「ものづくり教室」においても、プログラミングなどの要素を取り入れることも考えられます。

コロナ禍で、中止を余儀なくされたところが多くなっていますが、

- ・Webで開催する。
- ・ワクチン接種がある程度進んだ段階では、子どもの感染状況などを確認しながら、マスクの着用、検温、消毒、換気、3密（密閉・密集・密接）の回避、人数の制限など、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底しつつ、開催する。

ことなども検討していく必要があります。

資料27 地方連合会金属部門連絡会などが開催したものづくり教室
(2018年9月～2019年8月)

都道府県	開催日	開催地	参加者	作成物
岩手	7月27日	一関市	18組	モーター工作、ペーパークラフトカーの製作
宮城	8月3日	仙台市	9組	モーターかーづくり
秋田	7月27日	横手市	31組	食塩水で動くミニバギーの製作
山形	8月4日	山形市	13組	スペース・ローバーの製作
福島	4月27日	福島市	120組	モーターかー、モーターバイクの製作
群馬	7月27日	前橋市	26組	モーターかーの製作
埼玉	9月29日	行田市	44名	サンドブラストを用いたマイグラスの製作
東京	8月8日	日野市	30名	ソーラーかーの製作
新潟	8月24日	新潟市	13組	クラフトバンド家ライトの製作
富山	8月4日	富山市	46組	ソーラーかー、ライントレースカーの製作
石川	7月28日	白石市	53組	木製レーシングカーの製作
福井	3月21日	福井市	31組	構造体補強模型の製作
	4月28日	越前市	26組	ソーラーかーの製作
山梨	8月3日	甲府市	18組	モーターかーの製作
長野	5月20日	佐久市	19組	プログラミングロボ「ピットさん」の製作
岐阜	8月3日	岐阜市		
静岡	9月21日	静岡市	90組	木工モーターかーの製作
三重	7月27日		45組	プログラミング教室、木工二輪の製作
滋賀	8月5日	彦根市	27名	モーターかーの製作
京都	7月27日	京都市	15組	電動扇風機の製作
大阪	2月23日	門真市	36名	L E D 行燈の製作
兵庫	8月4日	神戸市	63組	モーターの製作
奈良	7月28日	奈良市	27名	光通信装置の製作
和歌山	8月4日	和歌山市	34組	6足歩行ロボットの製作
鳥取	8月4日	鳥取市	62名	ペットボトルソーラーかーの製作
島根	8月4日	松江市	4組	ソーラーランタンの製作
岡山	4月29日	岡山市	30組	メカホッパーの製作
広島	4月27日	広島市、福山市	191組	木製モーターかー、木製モーター二輪車、電子工作ソーラーバッタ、電子ゴマ、ペーパークラフトかーの製作
山口	4月27日	山口市	100名	モーター工作、ペーパークラフトかーの製作
香川	4月28日	坂出市	100名	ソーラーバッタの製作
愛媛	5月12日	伊予市	65名	ソーラーミニかーの製作
福岡	8月24日	直方市	31名	木製四輪モーターかー作成
佐賀	4月27日	佐賀市、鳥栖市	60組	木工四輪車
長崎	7月24日	佐世保市	10組	造船工場見学とキット組立
熊本	8月4日	荒尾市	20組	木工モーター工作（車、バイク）
大分	8月20日	大分市	66名	木製モーターかーの製作
宮崎	4月27日	宮崎市	50組	木製四輪模型（モーター付き）の製作
鹿児島	4月27日	鹿児島市	100組	木製モーターバイク、ソーラーバッタの製作

(2021年9月～2022年8月)

都道府県	開催日	開催地	参加者	作成物
栃木	8月20日	宇都宮市	37名	モーターかーの製作
群馬	7月30日	前橋市	44名	モーターかーの製作
東京	8月7日	羽村市	55名	モーターかーの製作
富山	7月31日	富山市	78名	電動木製自動車、AM/FM DSPラジオの製作
愛知	7月23日	W e b	67名	材料（ペットボトルのふた）を使ってキ-ホダ-の製作
和歌山	7月31日	和歌山市	50名	プログラミング講座
香川	5月1日	高松市	70名	メカホッパーの製作
愛媛	5月15日	松山市	15名	工作キット組み立て体験
大分	8月2日	大分市	76名	木製モーターかーの製作

資料出所：金属労協

(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

<労働組合としての活動、地方議員への要請項目>

- ①工業高校の見学
- ②教育委員会の工業部会、生徒会代表者などとの意見交換の実施

労働組合として工業高校を視察し、教職員、教育委員会の工業部会、生徒会代表者などと意見交換をすることは、地方自治体への要請活動に迫力をもたらせるために重要な取り組みです。また、支援する地方議会議員などと同行し、課題を共有することも重要です。なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合があれば、組合を通じて見学を依頼することができますが、ない場合には支援する地方議会議員などに協力を求めることも考えられます。

(4) 特定最低賃金の取り組み強化

<労働組合としての活動>

- ①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化

特定最低賃金の制度、およびその新設・金額改正の仕組みは複雑なため、ともすれば組織内外における理解が進んでいない場合も考えられます。全国紙・地方紙における直近1年間の「特定最低賃金」の検索結果を見ると、最低賃金に対する関心の高まりにより、前年の10倍を超える474件の記事が掲載されていますが、全ての特定最低賃金の決定状況が報道されるには至っていません。組織内に対しては、金属労協のホームページに掲載されているリーフレットなどを活用し、理解促進を図っていきます。都道府県知事、都道府県議会議員、地元報道関係者などに対しては、あらゆる機会を活用して特定最低賃金の重要性を共有し、一体的に取り組むことが重要です。

なお、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回る水準で設定できなければ、効力を失うことになります。特定最低賃金の廃止を意図する中央の経営者団体は、地域別最低賃金が3%程度で引き上げられている中で、特定最低賃金の引き上げの抑制を図り、無効となる特定最低賃金を増加させることによって廃止へのステップとすべく、地方への圧力を強めてきました。しかしながら、特定最低賃金はあくまでも「当該産業労使」のイニシアティブにより設定されるものであり、実際に2022年度時点でも金属産業関係で全国約130件の特定最低賃金が役割を果たしています。事務作業は国の出先機関である都道府県労働局が務めますが、引き続き「当該産業労使」の合意形成により金額改正や新設が行われるよう、知事、都道府県議会議員はもとより、職員全体に対し、特定最低賃金の意義・役割の浸透を図り、積極的なサポートを求めていくことが重要です。

資料 28 全国紙・地方紙における「特定最低賃金」の検索結果

(2023年2月14日時点における最近1年分)

朝日新聞 [28件] 読売新聞 [79件] 每日新聞 [27件] 産経新聞 [8件] 日経新聞 [1件]
北海道新聞 [3件] 河北新報 [0件] 東京新聞 [1件] 新潟日報 [0件] 中日新聞 [15件]
神戸新聞 [0件] 中国新聞 [1件] 西日本新聞 [3件] 東奥日報 [0件] 岩手日報 [5件]
秋田魁新報 [16件] 山形新聞 [46件] 福島民報 [12件] 福島民友新聞 [1件] 茨城新聞 [24件]
下野新聞 [9件] 上毛新聞 [9件] 埼玉新聞 [2件] 千葉日報 [5件] 神奈川新聞 [1件]
北日本新聞 [5件] 北國・富山新聞 [25件] 福井新聞 [15件] 山梨日日新聞 [30件]
信濃毎日新聞 [0件] 岐阜新聞 [11件] 静岡新聞 [5件] 伊豆新聞 [3件] 京都新聞 [4件]
大阪日日新聞 [0件] 日本海新聞 [10件] 山陰中央新報 [3件] 山陽新聞 [5件] 徳島新聞 [11件]
四国新聞 [3件] 愛媛新聞 [6件] 高知新聞 [0件] 佐賀新聞 [12件] 長崎新聞 [14件]
熊本日日新聞 [4件] 大分合同新聞 [7件] 宮崎日日新聞 [0件] 南日本新聞 [0件]
琉球新報 [3件] 沖縄タイムス [3件] 合計 40紙 474件

合計 40紙 474件

資料29 金属労協の特定最低賃金リーフレット

2023年度版

金属産業の労働の価値にふさわしい 企業内最低賃金と特定最低賃金を!

2022年度の地域別最低賃金と 金属産業の特定最低賃金の現状

都道府県名の下は、地域別最低賃金。都道府県名の右は、物価指数調整、算出式(1)は、地域別最低賃金が適用されている。
色分けは、地域別最低賃金のランク区分。Aランク: 赤、Bランク: 青、Cランク: 緑、Dランク: 黄

都道府県名	地域別最低賃金	物価指数調整	算出式(1)
東京	1000円	1.000	1000
神奈川	955円	0.955	955
埼玉	955円	0.955	955
千葉	955円	0.955	955
B53	955円	0.955	955
茨城	955円	0.955	955
栃木	955円	0.955	955
群馬	955円	0.955	955
新潟	955円	0.955	955
福井	955円	0.955	955
石川	955円	0.955	955
富山	955円	0.955	955
B54	955円	0.955	955
長野	955円	0.955	955
岐阜	955円	0.955	955
愛知	955円	0.955	955
B55	955円	0.955	955
三重	955円	0.955	955
滋賀	955円	0.955	955
京都	955円	0.955	955
大阪	955円	0.955	955
B56	955円	0.955	955
兵庫	955円	0.955	955
神戸	955円	0.955	955
山形	944円	0.944	944
B57	944円	0.944	944
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B58	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B59	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B60	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B61	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B62	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B63	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B64	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B65	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B66	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B67	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B68	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B69	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B70	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B71	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B72	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B73	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B74	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B75	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B76	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B77	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B78	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B79	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B80	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B81	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B82	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B83	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B84	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B85	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B86	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B87	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B88	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B89	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B90	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B91	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B92	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B93	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B94	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B95	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B96	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B97	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B98	919円	0.919	919
福島	919円	0.919	919
三重	919円	0.919	919
滋賀	919円	0.919	919
京都	919円	0.919	919
大阪	919円	0.919	919
B99	919円	0.919	919
兵庫	919円	0.919	919
神戸	919円	0.919	919
山形	919円	0.919	919
秋田	919円	0.919	919
岩手	919円	0.919	919
宮城	919円	0.919	919
B100	919円	0.919	919

費用外、他の雇用形態と併用不可となる仕事場に就業する場合、ワーキングヒート率10%減となる。

*1: 例年、地域ごとに最低賃金の適用範囲を定めているが、本年度は全国一律で適用される。

※2: 地域ごとに最低賃金の適用範囲を定めているが、本年度は全国一律で適用される。

※3: 地域ごとに最低賃金の適用範囲を定めているが、本年度は全国一律で適用される。</

企業内最低賃金協定の引き上げが、特定最低賃金を通じて、同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながっている

企業内最低賃金協定

企業内における役割

- 組合員の安心・安定を確保
- 最低賃金制度によって最低生活を保障し、生活の安心・安定を確保する。
- 事業内における賃金制度の底上げを実現する。
- 導入賃金を引き上げることで、企業の魅力を高める。
- 事業一括賃金が最も一賃金を基本とした均等・均斎賃金の実現に寄与する。

特定最低賃金における役割

企業内最低賃金協定は、特定最低賃金の金額改正・新設の根拠となって、産業内に波及する

同じ産業で働く仲間の賃金の底上げ

企業内最低賃金協定が適用される事業者が、特定最低賃金の新設や金額改正を行うための要件である「合意分離賃金」がみなされる。

同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながる。

事業内最低賃金協定のうち最も低い賃金が、特定最低賃金の上限額になることに注意。

金属労協の企業内最低賃金の目標

■最低到達目標 早期実現をめざす
月額 **177,000円**(時間あたり**1,100円**)

■中期目標 最低到達目標を達成した組合がめざす
月額 **193,000円以上**(時間あたり**1,200円以上**)

(金属労働の月別実効賃金額の中約161時間換算)

企業内最低賃金協定の水準は 対応初任給標準が基準

企業内最低賃金協定と対応初任給の差額が縮小している。

年	対応初任給標準 (円)	企業内最低賃金協定 (円)
2018年	154,721	154,721
2019年	161,471	164,719
2020年	164,719	172,059
2021年	172,059	177,000
2022年	182,574	193,000

(注)2022年実効賃金、人間ドック賃金の実績と比較対象。企画内最低賃金協定は、各賃金協定実績平均、実効賃金協定の月額換算は月161時間換算。

企業内最低賃金協定の水準は 地域別最低賃金を上回るべき

企業内最低賃金協定が地域別最低賃金の基準を下回っている。

年	地域別最低賃金 (円)	企業内最低賃金協定 (円)
2018年	130,000	154,721
2019年	135,000	161,471
2020年	140,000	164,719
2021年	145,000	172,059
2022年	150,000	182,574

(注)2022年実効賃金、人間ドック賃金の実績と比較対象。企画内最低賃金協定は、各賃金協定実績平均、実効賃金協定の月額換算は月161時間換算。

(5) 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用

<労働組合としての活動>

①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ

2022年10月末の厚生労働省「外国人雇用状況」によれば、外国人労働者数は前年比5.5%増の1,822,725人となっています。このうち技能実習生は343,254人で前年比2.4%減、留学生は全体で前年比3.3%減となっていますが、増加している地域もみられます。

資料30 外国人雇用状況（2022年10月末）

都道府県	全在留資格計	うち技能実習				都道府県	全在留資格計	うち技能実習				(人・%)			
		うち技能実習		うち留学				うち技能実習		うち留学					
		前年比	前年比	前年比	前年比			前年比	前年比	前年比	前年比				
全国計	1,822,725	5.5	343,254	△ 2.4	258,636	△ 3.3	三重	31,278	2.9	8,672	△ 3.7	1,228	△ 4.1		
北海道	27,813	11.1	12,530	2.5	2,263	2.9	滋賀	23,096	10.6	4,333	1.5	614	11.2		
青森	4,340	12.4	2,356	4.4	182	△ 9.5	京都	23,218	8.7	4,749	△ 2.3	3,826	10.4		
岩手	5,747	10.0	2,744	△ 3.1	489	36.2	大阪	124,570	11.4	20,641	△ 4.0	25,821	13.9		
宮城	14,778	10.2	3,871	△ 1.2	4,598	15.4	兵庫	51,092	12.1	11,148	1.6	10,609	18.3		
秋田	2,498	11.9	1,132	5.4	180	28.6	奈良	7,072	10.4	2,448	△ 3.5	860	34.4		
山形	4,600	3.9	1,963	△ 9.7	158	31.7	和歌山	3,816	12.6	1,487	7.0	189	13.9		
福島	9,928	4.2	3,456	△ 7.8	917	△ 3.2	鳥取	3,072	3.5	1,474	△ 1.3	290	22.9		
茨城	48,392	11.7	14,886	3.7	2,975	△ 1.8	島根	4,613	0.5	1,549	△ 11.7	353	48.9		
栃木	29,826	2.0	7,134	△ 1.3	1,646	△ 8.4	岡山	21,543	4.7	8,009	△ 6.5	3,648	17.9		
群馬	45,112	△ 2.9	9,570	1.6	3,270	△ 42.0	広島	38,698	5.9	14,236	△ 5.1	5,770	7.5		
埼玉	92,936	7.1	15,372	△ 0.2	12,968	△ 1.9	山口	9,165	2.6	3,260	△ 10.9	1,281	2.6		
千葉	69,106	1.4	13,418	△ 3.8	8,468	△ 24.8	徳島	5,063	6.0	2,635	△ 1.5	406	10.9		
東京	500,089	3.0	21,912	4.2	102,232	△ 11.1	香川	10,274	3.2	4,887	△ 6.4	561	△ 23.4		
神奈川	105,973	5.3	13,191	2.3	9,106	△ 9.1	愛媛	10,201	6.6	5,585	△ 5.5	387	27.7		
新潟	10,705	4.3	3,647	△ 3.5	1,252	△ 6.5	高知	3,783	11.6	2,112	2.9	221	37.3		
富山	12,221	6.6	5,157	△ 2.8	254	18.7	福岡	57,393	6.4	13,057	0.4	18,615	4.6		
石川	11,450	8.0	4,253	△ 10.2	1,502	18.9	佐賀	6,054	12.3	2,124	△ 15.3	1,625	47.6		
福井	10,565	0.4	3,850	△ 0.4	466	42.9	長崎	6,951	20.2	2,592	2.4	1,261	40.9		
山梨	10,433	13.3	2,121	12.8	663	17.8	熊本	14,522	11.6	7,846	1.4	717	0.1		
長野	22,387	8.1	5,821	2.5	639	△ 14.1	大分	8,383	14.6	3,670	4.0	1,567	33.2		
岐阜	36,192	3.4	11,656	△ 5.8	1,327	△ 24.1	宮崎	5,616	7.3	3,298	△ 3.5	380	△ 5.5		
静岡	67,841	1.5	12,392	△ 5.2	4,056	△ 2.8	鹿児島	9,900	11.5	5,220	△ 5.0	420	26.9		
愛知	188,691	6.1	33,471	△ 9.1	16,329	△ 6.8	沖縄	11,729	11.7	2,319	△ 13.1	2,047	△ 1.4		

資料出所：厚生労働省

外国人技能実習制度については、外国人技能実習生の死亡・失踪、監理団体や受け入れ企業による不正行為が数多く発生しています。

2019年11月、出入国在留管理庁は、「失踪技能実習生を減少させるための施策」を発表しましたが、失踪の主な原因を、賃金の不払いなど受け入れ企業側の不適正な取り扱いや、入国時に支払った費用の回収など技能実習生側の経済的な事情にあるとの認識に立って、

- ・失踪者を出した送出機関、監理団体、受け入れ企業に対し、帰責性などを踏まえて技能実習生の新規受け入れを停止。
- ・送出国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取り決めに基づく対応の強化。
- ・失踪技能実習生を雇用した企業名の公表の検討。
- ・技能実習生からも処遇状況についてヒアリング。
- ・在留カード番号などを活用した不法就労の摘発の強化。

などを行っています。

地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所に対し、労働組合として強く問題意識を示していくことが、外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保にとって不可欠となっています。

なお、これらの諸機関が労働組合との情報交換・意見交換に応じない場合、必要な情報が提供されない場合には、金属労協本部に連絡します。

資料31 在留資格別の不法残留者数の推移

在留資格	2016年 1月1日	2017年 1月1日	2018年 1月1日	2019年 1月1日	2020年 1月1日	2021年 1月1日	2022年 1月1日
総 数	62,818	65,270	66,498	74,167	82,892	82,868	66,759
短期滞在	42,478	44,167	44,592	47,399	51,239	50,092	43,266
技能実習	5,904	6,518	6,914	9,366	12,427	13,079	7,704
うち団体監理型 1年目	2,439	2,741	2,894	4,015	5,309	5,722	3,230
2、3年目	3,413	3,748	3,988	5,318	7,048	7,229	4,346
4、5年目	—	—	0	0	43	98	95
特定活動	1,633	1,910	2,286	4,224	5,688	5,904	5,305
留学	3,422	3,807	4,100	4,708	5,543	5,041	2,436
日本人の配偶者等	3,433	3,287	3,092	2,946	2,687	2,608	2,300
その他	5,948	5,581	5,514	5,524	5,308	6,144	5,748

(注)1. 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」であった者も含まれる。

2. 資料出所：法務省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料32 外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導

項目	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	(事業所)
監督指導	5,966	7,334	9,455	8,145	9,036	
労働基準関係法令違反	4,226	5,160	6,796	6,796	6,556	
労働時間	1,566	1,711	2,035	1,275	1,345	
年次有給休暇				365	1,140	
安全基準	1,176	1,670	1,977	1,974	2,204	
割増賃金の支払	945	1,083	1,538	1,261	1,443	
賃金台帳	448	450	1,089	493	540	
賃金の支払	526	480	1,061	842	907	
就業規則	551	596	843	720	773	
労働条件の明示	541	517	732	559	611	
衛生基準	473	556	708	608	646	
健康診断	477	497	654	441	523	
最低賃金の支払	92	178	469			
法令等の周知	342	341	382	320	320	
寄宿舎の安全基準	148	144	162			

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料33 主な業種別、外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導（2021年）

主な業種	監督指導実施 事業所	違反事業場数 ・違反率	主な違反事項				(事業場)
			安全基準	衛生基準	労働時間	割増賃金	
機械金属	2,874	1,963 68.3%	812	435	401		
食料品製造	1,405	1,025 73.0%	506	249	176		
繊維・衣類	491	350 71.3%	96	87	77		
建設	1,528	1,228 80.4%	403	299	295		
農業	275	209 76.0%	79	39	34		
全業種	9,036	6,556 72.6%	2,204	1,443	1,345		

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料34 実習実施者における内容別の違反指摘件数（2021年度）

違反の内容	件数
技能実習の実施に関するもの	3,968
実習内容が計画と異なっていたもの	519
実習時間数が計画と異なっていたもの	1,042
計画に記載されている機械・器具・設備を使用していなかったもの	11
従事させる業務が適切でないもの	288
実習場所が計画と異なっていたもの	121
その他	1,987
技能実習を実施する体制・設備に関するもの	1,408
技能実習生に対する指導体制が不十分であったもの	866
生活指導員が適切に選任されていなかったもの	96
技能実習指導員が適切に選任されていなかったもの	136
技能実習責任者が適切に選任されていなかったもの	160
技能実習生の人数枠が基準を満たしていないもの	14
その他	136
技能実習生の待遇に関するもの	4,350
宿泊施設の不備（私有物収納設備、消火設備等の不備等）に関するもの	2,253
食費、居住費、水道・光熱費等の技能実習生が負担する金額が適正でなかったもの	222
計画どおりの報酬が支払われていなかったもの	627
残業代が適切に支払われていなかったもの	1,194
報酬の額が日本人と同等以上でなかったもの	39
その他	15
帳簿書類の作成・備え付けに関するもの	1,195
各種管理簿を適切に作成・備付けしていなかったもの	797
その他	398
届出・報告に関するもの	2,614
軽微変更届を適正に提出していなかったもの	2,355
実習実施届を適正に提出していなかったもの	6
技能実習実施状況報告を適正に提出していなかったもの	159
その他	94
技能実習生の保護に関するもの	42
在留カード・旅券を預かっていたもの	6
貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしていたもの	2
私生活の自由を不当に制限していたもの	17
その他	17
合 計	13,577

(注)1. 24,105の実習実施者に対する実地検査による。具体的な違反の内容は、主要なもののみ。

2. 資料出所：外国人技能実習機構資料より金属労協政策企画局で作成。

2019年4月、新たな在留資格「特定技能」が導入されました。中小・小規模事業者をはじめとする人手不足の深刻化に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくことになっており、現在、12分野（介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業）で就労が認められています。対象産業（特定産業分野）として認められるためには、行われてきた生産性向上や国内人材確保のための取り組み、受け入れの必要性などを明示していく必要がありますが、実際にはほとんど根拠が示されていない産業も含まれています。2022年6月末時点で、受け入れは87,472人（前年同月比53,469人増）と増加傾向が続いているが、その8割近くが、技能実習生からの移行となっています。拙速に導入された制度によって外国人材に関する歪みがさらに拡大しないよう、労働組合として監視していくことが重要です。

資料35 特定技能在留外国人数の推移



資料出所：出入国管理庁

資料36 特定技能外国人労働者数（2022年6月末）

区分	総数	試験ルート	技能実習ルート	検定ルート	介護福祉士養成施設修了ルート	EPA介護福祉士候補者ルート
総 数	87,471	20,534	66,535	191	1	210

資料出所：出入国管理庁

なお、外国人技能実習制度と特定技能制度については、2022年11月に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置され、2023年春ごろに中間報告書、秋ごろに最終報告書を取りまとめ、その後、制度のあり方を関係省庁で協議することになっています。

III. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方

「民間・ものづくり・金属」の立場からの政策を実現するためには、たとえば以下のような手順が想定され、金属の労働組合として、積極的な対応を図ります。

1. 地方連合会の政策への盛り込みに向けて

①地方連合会事務局と協働した取り組み

- *まずは、この「地方における産業政策課題2023」を地方連合会事務局に提出し、検討を依頼する。
- *地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者のみなさんを交えて、金属労協「地方における産業政策課題」の読み込みを行う。
- *読み込みを通じて、
 - ・すでに自治体で十分に実現している政策
 - ・すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策を取り除く。
- *残った政策について、地方連合会の政策・制度要求（素案）に盛り込む必要があるかどうか、盛り込むことが可能かどうか、検討する。
- *すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策でも、背景説明が使える可能性があるので、チェックする。
- *最初は大変なように思えるが、2回目以降は補強・新規の項目を中心にチェックする。
- *なお本年は、今後、本格的な取り組みを始める都道府県別組織が、まず最初に取り組むべき項目について、「基本的取り組み項目」として推奨しているので、参考にしたい。（なお、「基本的取り組み項目」は取り組みやすさの観点から抽出しており、重要度や実現のしやすさを示すものではない）

②地方連合会政策議論の場における提案

- *上記のような取り組みが困難な場合は、地方連合会の政策議論の場において、金属部門として、もしくは金属の労働組合の参加者が産別の代表として、積極的に発言し、地方連合会の政策への盛り込みを図る。

なお、金属労協「地方における産業政策課題」の中身は、必ずしも、金属以外の組合と意見が一致するとは限らない。地方政策に取り組む当初は、金属以外の組合との意見対立の少ないものづくり産業政策を中心に取り組み、こうした組合と政策に関する情報交換・意見交換を重ねたのち、必ずしも意見の一致しない課題についても、理解を得るよう取り組んでいくという方策もありうる。

2. 実現に向けたその他の行動

①学習会の開催

- * 金属労協地方ブロックや金属の都道府県別組織内で理解を深めるため、各地域において、「地方における産業政策課題2023」に関する学習会、あるいは最低賃金に関する学習会を開催する。学習会には、地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者のみなさんにも、参加を呼び掛ける。(添付「『最低賃金』と『地方政策』の学習会実施について」参照)
- * なお金属労協本部として、地方ブロックおよび都道府県別組織の新任の代表・事務局長を対象とした講習会の開催についても、別途検討していく。

②地方議員との連携、経営者団体などへの理解促進

- * 金属の都道府県別組織や産別地方組織が自治体の首長・担当部局、国の出先機関（労働局、経済産業局など）などと懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝える。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 自治体・国の出先機関

- * 支援する地方議會議員を通じて、政策の実現を図る。この「地方における産業政策課題2023」を地方議會議員に配布する。金属の各産別地方組織と、各産別地方組織が支援する地方議會議員とが一堂に会する会議を開催し、「地方における産業政策課題2023」の政策実現に向けた行動を依頼する。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 地方議會議員 → 自治体

- * 金属の都道府県別組織や産別地方組織が、地元の経営者団体、産業界の代表や報道関係者と懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝え、理解促進、問題意識の共有化を図る。

地方政府を要請する際のポイント

①首長や担当部局、地方議會議員の「心を動かす」ことが重要

政策要請を行う場合、その中身により、次のような分類ができます。

- ①基本的な方向性に関する政策
- ②地方自治体がすでに進めようとしている政策
- ③具体的でかつ自治体として実施予定のない政策

①、②の政策であれば、前向きな見解を引き出すことは比較的容易です。しかしながら、③の政策を要請する場合、首長から100%否定的な見解が示されることはあるものの、担当部局からは、さまざまな「できない理由」が示されるはずです。

こうした場合、首長や担当部局、地方議會議員の「心を動かす」ことが決定的に重要となります。こうした人々に、「そうだったのか」「そのとおりだ」「それでいいこう」と感じてもらえるよう、具体的なデータや写真を示し、現場の声を伝え、他の都道府県の実施状況と比較する、といったことが必要です。自治体が情報を持っていないようであれば、まずは調査からはじめよう、求めていくことも有効です。

②「行政事業レビューシート」の活用が重要

国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。都道府県、市区町村でも、名称はさまざまですが、これに相当するシートを作成・公表している自治体、あるいは個別事業の予算の詳細な根拠を示した資料を公表している自治体は少なくありません。労働組合から要請しようとする政策に類似の政策がすでに存在するのかどうか、その政策は効果をあげているのかどうかをチェックするのにきわめて有効な仕組みです。

ただし、すべての事業ではなく、主要な事業についてだけ、シートの作成・公表を行っている自治体が多く、こうした場合には、シートが作成されていない事業の中に、無駄な事業、効果の少ない事業が含まれている可能性があります。自治体に対し、すべての事業に関し、網羅的なシートの作成を促し、これを活用して、既存事業の費用対効果などをチェックし、ライバル自治体、近隣自治体を含む他の自治体との比較を行っていくことがきわめて有効です。

③P D C Aサイクルを機能させる

自治体に対する要請項目が、一回の要請活動で実現することはまずありません。担当部局として本来は賛成なのだが、財源の問題、あるいは労働組合とは立場や利害関係が異なる人々への配慮などから、否定的な公式見解を示さざるを得ない場合もあります。否定的な見解にひるむことなく、次の機会に備えることが重要です。首長や担当部局から示された見解を精査し、金属労協本部とも相談しながら、これを打ち破るためのロジックを組み立て、データを揃え、次の機会により強力な主張が展開できるようにしていきます。

④ねばり強い取り組みで政策実現を勝ち取る

「中小企業に対する支援を拡充せよ」「設備投資促進策を拡充せよ」などといった基本的な方向性に関する政策・制度要求については、自治体と労働組合の見解が異なっていることは少ないので、前向きな見解を引き出すことができると思いますが、具体的でかつ実施予定のない政策は、簡単に実現するものではありません。この「地方政策実現に向けた取り組みの進め方」を参考に、ねばり強い取り組みを進めていきます。

担当部局の反応とそれに対する対策

担当部局の反応	対 策
①似て非なる政策を指して、「類似の政策がすでにある」「その予算を増額した」と言われる場合。	政策要請に際しては、事前の情報収集が重要。「似て非なる政策」についても事前に検討し、なぜそれではだめなのか、要請する政策との違いは何か、を明確に説明できるようにしておく。
②財源がない、と言われる場合。	他の自治体、とくにライバル自治体、近隣自治体の状況や実施事例などを紹介できるようにしておくと、「〇〇県に比べて、わが県は問題が深刻なのではないか」「〇〇県では実施しているのに、なぜわが県ではできないのか」といった主張が可能となり、担当部局からの反論が困難になる。
③こちらの知っている情報を長い時間かけて説明し、時間切れとなってしまう場合。	あらかじめ、こちらの知っている情報について担当部局に伝え、その部分に関しては、認識に誤りのない限り、説明不要であることを伝えておく。
④国が実施すべき政策である、と言われる場合。	「地方における産業政策課題2022」に盛り込まれている政策課題に関しては、国の政策になり得るかどうかはともかく、少なくとも自治体で実施可能な政策である。他の自治体での実施事例などを紹介できるようにしておくと、担当部局からの反論が困難になる。また、とくにライバル自治体、近隣自治体の事例は効果的。
⑤都道府県から、保育所や学童保育、介護施設などは市区町村の責任である、と言われる場合。	実施主体は市区町村であるとしても、たとえば「子ども・子育て支援新制度」では、「国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える」とされており、市区町村の「子ども・子育て支援事業計画」の数値の積み上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、量の見込みと確保方策を設定するため、「子ども・子育て会議」を設置し、「都道府県計画」を策定している。介護保険も市区町村単位ではあるが、介護保険の財源としては、都道府県は市区町村と同じ負担(12.5%)を負っており、都道府県の「基金事業計画」に基づき、「地域医療介護総合確保基金」を活用している。いずれにしても、都道府県がまったく関与しない、などということは考えられない。
⑥やりとりが堂々巡りになってしまう場合。何を言っても、同じ回答しか出てこなくなり、最後には沈黙してしまう場合。	担当部局からの反論の余地がなくなったということになる。この場合、たとえ担当部局としては賛成であったとしても、 ①財政当局の理解が得られない。 ②労働組合とは立場や利害関係の異なる人々に対する配慮により、政策として採用できない。 ことなどが考えられるので、首長や地方議会を説得することが不可欠となる。